

新・生物多様性国家戦略の
実施状況の点検結果(第3回)

平成17年10月

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第3回）

<目次>

はじめに

「『新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第1回及び第2回）』を踏まえた施策の方向について（意見）」の対応状況	2
1. 生物多様性及び新国家戦略の理念の深化と普及啓発について	2
(1) 国民一般への普及啓発	2
(2) 地方公共団体等への普及啓発	4
2. 関係省庁が実施している環境調査について	5
生物多様性の危機への対応	9
1. 「第1の危機」への対応	9
2. 「第2の危機」への対応	10
3. 「第3の危機」への対応	12
主要テーマ別取扱方針に関する点検結果	15
1. 重要地域の保全と生態的ネットワーク形成	15
(1) 重要地域の保全	15
(2) 生態的ネットワークの形成	18
2. 里地里山の保全と持続可能な利用	19
3. 湿原・干潟等湿地の保全	21
4. 自然の再生・修復	23
5. 野生生物の保護	25
(1) 種の絶滅の回避、猛禽類保護への対応、海棲動物の保護と管理	25
(2) 野生鳥獣の科学的・計画的な個体群管理システムの確立	28
(3) 移入種（外来種）問題への対応	29
6. 自然環境データの整備	32
(1) 生態学、分類学を中心とした基礎的研究や、関連する応用的研究の推進	32
(2) 自然環境保全基礎調査の質的転換	32
(3) 情報の共有と公開	34
7. 効果的な保全手法等	35
(1) 効果的保全のための様々な手法の活用、環境アセスメントの充実	35
(2) 国際的取組	36
具体的施策の展開に関する点検結果	41
1. 国土の空間的特性、土地利用等に応じた施策	41
(1) 森林・林業	41
(2) 農地・農業	48

(3) 都市・公園緑地・道路	51
(4) 河川・砂防・海岸	55
(5) 港湾・海洋	63
(6) 漁業	66
(7) 自然環境保全地域・自然公園	70
(8) 名勝・天然記念物	72
2 . 横断的施策	73
(1) 野生生物の保護と管理	73
(2) 生物資源の持続可能な利用	80
(3) 自然とのふれあい	86
(4) 動物愛護・管理	89
3 . 基盤的施策	90
(1) 生物多様性に関する調査研究・情報整備	90
(2) 教育・学習、普及啓発及び人材育成	94
(3) 経済的措置等	98
(4) 国際的取組	100

<はじめに>

新・生物多様性国家戦略（以下「新国家戦略」という。）は、平成14年3月27日に地球環境保全に関する関係閣僚会議において決定されています。この新国家戦略は、政府全体として「自然と共生する社会」を実現することを目的に、自然環境とこれらに関する施策等の全般を論じるとともに、保全だけではなく、広範な分野、領域における持続可能な利用の観点も重視した、自然の保全と再生のトータルプランとして策定されています。

この新国家戦略に基づく施策の着実な推進を図るため、毎年、国家戦略の実施状況を点検することとしています。

第1回点検は平成15年11月に、第2回点検は平成16年11月にそれぞれとりまとめられており、中央環境審議会から以下の意見がなされています。

第1回点検意見概要

点検の方法について、関係省庁の取組を十分に反映しつつ、生物多様性上の課題について体系的に点検を行うこと、また、地方自治体、企業、民間団体の取組についても情報を収集し点検することが重要であること

関係省庁が実施している環境調査について、連携が図られるよう枠組みの整備が必要であること

新国家戦略の普及・啓発に努めること

生物多様性の理念について議論を深めること

第2回点検意見概要

生物多様性について具体的な認識を高める戦略が必要であること

生物多様性や新国家戦略の普及・啓発については、一般だけでなく、地方公共団体に対しての実施も重要であること

地域における取組に対しては、専門家が関わる体制づくりや、地域におけるコーディネーターの機能強化といったことが重要であること

平成17年度に実施する点検に当たっては、新国家戦略の施策の進捗状況に加えて、これらの指摘についての対応状況についても報告を行っています。

第3回点検については、生物多様性国家戦略省庁連絡会議の担当者会議を平成17年4月12日に開催するとともに、関係省庁の自主的な点検に着手し、とりまとめを行っています。

「『新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果(第1回及び第2回)』 を踏まえた施策の方向について(意見)」への対応状況

1. 生物多様性及び新国家戦略の理念の深化と普及啓発について

(1) 国民一般への普及啓発

第2回点検時に報告した一般の方々2,000人を対象としたアンケート結果からは、「生物多様性」という言葉を知っている、あるいは聞いたことがあると回答した割合は約3割、さらに「生物多様性国家戦略」を知っている、あるいは聞いたことがあると回答した割合は6.5%にとどまるということが明らかになりました。合同部会からも「生物多様性」や「生物多様性国家戦略」といった言葉の理解を期待するだけでなく、具体的な認識を高める戦略が必要であるとのことをご意見をいただきました。これは、「生物多様性とは何か?」「生物多様性はなぜ重要なのか?」といった本質的な認識を理解してもらうことにも相当しますが、いずれもわかりやすく説明できていないのが現状です。

「生物多様性」は生物多様性条約では「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されています。また、新国家戦略では「生物多様性」の意味として 人間生存の基盤、 世代を超えた安全性、 有用性の源泉、 豊かな文化の根源を示しています。これは生物多様性という概念が、単一の考え方では整理できなく、様々な側面からのアプローチがあるためと思われます。我々の自然観や価値観等が多様であることと同様に、生物多様性に対する認識も人それぞれで多様であると思われます。

そこで、環境、特に生物多様性に興味を持つジャーナリストと連携して、生物の専門家はもとより、文化、芸術、哲学など各方面の有識者の方々(表1)に対して、生物多様性に関して、その方の人生観に根ざしたものも含めて、様々な観点からインタビュー取材を実施しました。多様な有識者の生物多様性に対する、多様な認識をジャーナリストの視点で解説して頂き、それを雑誌に連載して広報しています。さらに、それらを取りまとめて出版物とし、広く普及啓発していく予定です。このような取組から生物多様性に関する国民の認識が高まっていくことを期待しています。

また、第2回点検の審議において、最近では学校で環境教育・環境保全ということを知っているが、むしろ高齢者の方が自然環境へ関心が高いことや年齢層が若くなればなるほど、植物・動物の具体的な名前が出てこなくなるといったご指摘いただきました。そこで、中高生を対象とした、生物多様性に関する理解が深まるような小冊子を生態学の専門家や中学校・高等学校の教諭などと協力して作成しているところです。小冊子としては、できるだけ自然や身近な環境に関わる実体験に結びつくものとなるよう内容に工夫を図っています。

表1：インタビューした有識者とテーマの一覧

有 識 者	テ ー マ
柴田 敏隆 (コソバ・ソコスト、日本自然保護協会理事)	自然保護と生物多様性、そして日本文化
三島 次郎 (桜美林大学教授)	自然って何？
岩槻 邦男 (兵庫県立人と自然博物館館長、東京大学名誉教授(植物分類学))	わが人生と生物多様性
永田 芳男 (植物写真家)	日本の絶滅危惧植物を撮り続けて
内山 節 (哲学者、立教大学大学院教授)	村のくらしから見る地域社会と自然の関わり
岡安 直比 (サル学者、WWFジャパン自然保護室長)	メスザルに学ぶ生物多様性
小久保 隆 (環境音楽作曲家、音環境デザイナー)	都市生活者と自然をむすぶ音楽の力
丸山 茂徳 (東京工業大学大学院理工学研究科教授(地球惑星科学))	生物多様性の歴史 ～環境問題、人間中心主義、政治、行政とマスコミ
南 正人 (株)ピッキオ代表取締役社長)	保全めざしたエコツーリズムの確立
濱田 隆士 (日本科学協会理事長、東京大学名誉教授(古生物学、地球環境変遷史))	生物多様性の表現 ～マンモスはなぜ絶滅したのか
萱野 茂 (二風谷アイヌ資料館館長、元国会議員)	アイヌの「心」が教えてくれるもの
レスター・ブラウン (ワールドウォッチ研究所創設者、元米国農務省国際農業開発局長)	アーバン・エコロジー(都市の中の自然)における生物多様性
那須 正幹 (児童文学者)	自然と遊んだ体験が創作の源に ～子供を魅了する「昆虫少年」の心
高野 肇 (森林総合研究所多摩試験地主任研究官)	アカガシラカラバスト研究から見た小笠原諸島
羽山 伸一 (獣医師、日本獣医畜産大学獣医学部助教授)	生物多様性回復のために ～保護管理と再導入
加藤 尚武 (前鳥取環境大学学長)	自然保護と生物多様性 ～なぜ生物は絶滅させてはいけないのか
毛利 衛 (宇宙飛行士、日本科学未来館館長)	生物種のひとつ人類はどこに
佐藤 昭人 (藍師、国の無形文化財)	天然の色を後世に伝える

(敬称略)(掲載順はインタビュー順)

(2) 地方公共団体等への普及啓発

第2回点検の審議において、都道府県や市町村の方々は新国家戦略のことを知らない方々が多いのではないかと、地方公共団体の生物多様性の確保において、新国家戦略について知っているのと効果的な取組となるので、地方公共団体への普及に努める必要があるとのご意見をいただきました。

環境省では、都道府県や市町村の職員等を対象に、「自然環境研修」、「環境教育研修」等の研修を毎年実施しています。これらの研修では、「生物多様性の保全」、「里地里山における自然環境保全」、「生態系に配慮した地域づくり」などの講義をはじめ、ネイチャーゲームなど体験型のカリキュラムの中で、生物多様性保全の重要性とともに、新国家戦略について普及啓発を行っています。また、「自然解説指導者育成事業」では、自然公園内のビジターセンター等自然解説施設で自然解説を担当する職員や地方公共団体において自然とのふれあいに関する業務を担当する職員に対し、生物多様性保全を含んだ自然解説等の研修を行っています。その他にも、定期的に都道府県の自然環境行政担当職員を対象とした全体会議を開催し、国による生物多様性保全に対する取組の説明や意見交換の機会等を通じて、新国家戦略の普及を行っています。

国土交通省では、都道府県や市町村の職員等を対象として、「河川環境研修」等の研修を毎年実施しています。これらの研修では、「生態系に配慮した川づくり」、「河川事業の各段階における環境の捉え方」、「環境教育」等の講義をはじめ、自然再生計画等を策定するグループ討議や現地実習を実施しています。また、自然共生研究センター（岐阜県）においては、3本の実験河川等を用いた河川環境全般に関する調査・研究を進めていますが、同センターには地方公共団体からも多くの職員が視察に訪れ、地方公共団体等における職員の意識の高揚の一助となっています。また、同センターに隣接して、河川における生物多様性を含んだ、川と共生するための知識と技術を、体験を通じて学ぶことができる施設である「水辺共生体験館」（平成17年4月オープン）を活用した生物多様性の普及啓発の促進を図ることとしています。

他の各省においても、地方公共団体の各所管担当職員や市民も交えて、研修、講習会、シンポジウム等を通して、生物多様性保全について普及啓発を図っています。

しかし、地方公共団体の職員への新国家戦略の普及は十分とはいえない状況であり、今後なお一層、地方公共団体をはじめとして、市民団体、一般の方々へ新国家戦略のより効果的な普及を図ることを検討・実施していくことが重要と考えています。

2. 関係省庁が実施している環境調査について

第1回点検の審議会において、「各省庁が実施している自然環境調査（特に生物調査）について、連携を図り、今後できるだけ各機関のデータが相互に利用し合えることが望ましい」とのご意見をいただきました。関係省庁の各部局（環境省自然環境局、農林水産省農村振興局、林野庁森林整備部、国土交通省河川局、国土交通省港湾局）で、ワーキンググループを一昨年に設置し、連携を図るための検討を進めてきました。全国規模で行われている動植物の調査（環境省「自然環境保全基礎調査」、農林水産省農村振興局「農業農村環境情報整備調査」、林野庁「森林資源モニタリング調査」、国土交通省河川局「河川水辺の国勢調査」）について、各調査データの相互利用の可能性や、一般への公開に向けた調査データの内容を確認するため、試行的にデータ整理を実施しました。

(1) 4省庁の自然環境調査の概要

自然環境保全基礎調査（環境省自然環境局） 動植物分布調査（種の多様性調査） 植生調査

調査概要	動植物分布調査は、哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、淡水魚類、昆虫類等について、その全国分布を把握する目的で調査実施。 植生調査については、全国調査を実施し、第2回から第5回基礎調査では5万分の1植生図を作成し、第6回から第7回基礎調査（現在実施中）では2万5千分の1植生図を作成。		
調査項目	動植物分布調査 植生調査	哺乳類、両生類、爬虫類、鳥類、淡水魚類、昆虫類分布 植生調査（組成、優占種調査）	
実施年度 実施状況	第2回	動植物分布調査 (昭和53～54年度) 植生調査 (昭和53～54年度)	哺乳類8種、鳥類257種、両生類・爬虫類34種 淡水魚類44種、昆虫類 都道府県ごとに50～100種を報告 5万分の1植生図で全国の約半分の608面
	第3回	動植物分布調査 (昭和58～59年度) 植生調査 (昭和58～59年度)	哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、淡水魚類、昆虫類、陸産および淡水産貝類 2,067種報告 5万分の1植生図で第2回調査の残りの685面
	第4回	動植物分布調査 (昭和63～4年度)	鳥類を除き第3回調査と同一 鳥類以外では2,253種報告。鳥類は集団繁殖地や集団ねぐらをつくる種に限定し22種報告
	第5回	動植物分布調査 (平成6～11年度) 植生調査 (平成5～10年度)	都道府県委託と専門家調査の2種類を実施。 専門家調査では2,686種報告 LANDSATによる全国の5万分の1植生図で衛星土地変化植生図を作成。データをGIS化
	第6回	動植物分布調査 (平成12～15年度) 植生調査 (平成11～16年度)	中・大型哺乳類（サル、シカ、クマなど）及び鳥類の生息状況調査 2万5千分の1植生図として全国調査を継続実施。

農業農村環境情報整備調査(農林水産省農村振興局)

調査概要	農村地域の生態系等の自然環境情報について広域農業地域を対象に現地調査を実施するとともに、既存環境情報と併せてデータベース化等を実施し、土地改良事業計画作成のための調査の効率化と質的向上を目指すもの。 調査対象は主に農業用排水路、ため池などの土地改良施設。 現地調査は原則、年4回実施。
調査項目	魚類、貝類、甲殻類、爬虫類、両生類、昆虫類、植物、鳥類、哺乳類
実施年度	平成14～18年度(5箇年)
実施状況	平成16年度までの調査箇所数は約400箇所

森林資源モニタリング調査(林野庁森林整備部)

調査概要	持続可能な森林経営の推進に資する観点から、森林の状態とその変化の動向について把握・評価するため、全国統一手法で行われている調査。 調査は国有林については林野庁森林管理局が、民有林については都道府県が実施。 調査は全国を4km間隔で区切った格子点上の0.1haの円形プロットで行われ、地況等調査、立木調査等を実施。 調査地点は全国で約15,700地点あり、調査は5年周期で一巡するように実施。
調査項目	地況等調査、立木調査、伐根調査、倒木調査、下層植生調査
実施年度	1巡目(平成11～15年度)
実施状況	2巡目(平成16年度～)

河川水辺の国勢調査(国土交通省河川局)

調査概要	全国109水系の1級河川及び主要な2級河川や直轄・水質源機構管理のダム及び補助ダムについて、河川環境の整備と保全のため、河川環境に関する基礎情報の収集整備を目的として行われている調査。 調査地点は全国で約20,000地点。 5年で各調査項目を一巡するように実施。現在は、第3巡目の調査中。
調査項目	魚介類、底生動物、植物、鳥類、両生類・爬虫類・哺乳類、陸上昆虫類等の6項目の生物調査、河川調査及び河川空間利用実態調査
実施年度	平成2年度から調査開始
実施状況	平成16年度については、154河川で調査

(2) 4省庁の自然環境調査データの重ね合わせ事例

4省庁の自然環境調査データは、それぞれがGIS情報として使用可能であることを基本として作成されています。そこで、GISデータとして相互にデータ利用が可能かどうかを検証するため、試行的に岡山県南部地域(岡山市周辺)を対象として、4省庁の自然環境データを整理しました。調査データを相互利用して重ね合わせた事例を図1～3に示します。

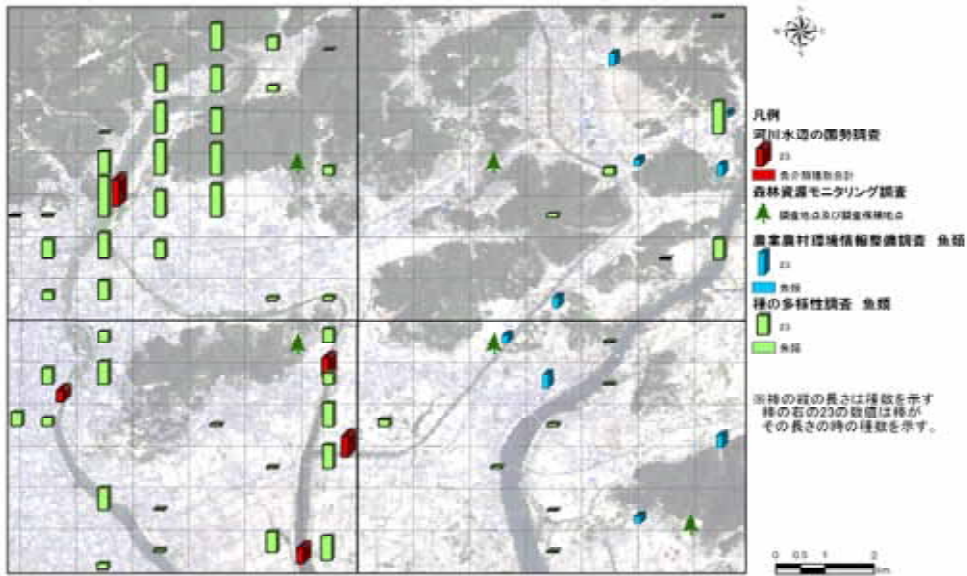


図1 4省庁調査結果の重ね合わせ事例

* 河川水辺の国勢調査、農業農村環境情報整備調査、自然環境保全基礎調査種の多様性調査の魚類調査の結果及び森林資源モニタリング調査の調査地点を示した。

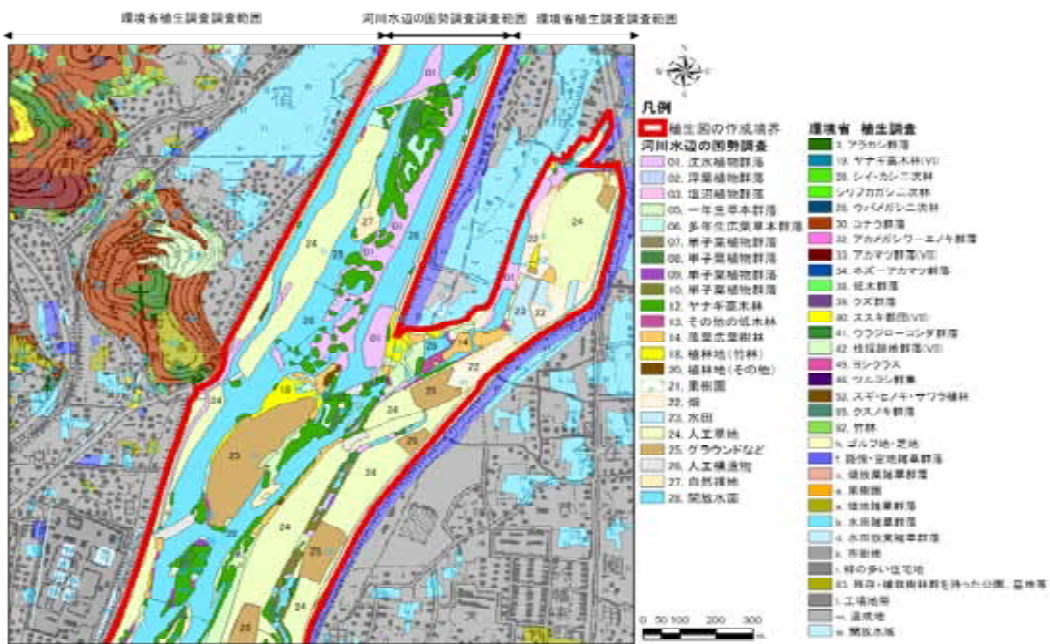


図2 植生調査の重ね合わせ事例

* 河川区内を河川水辺の国勢調査の植生図(縮尺1/2,500)で、河川区域外を自然環境保全基礎調査の植生図(第6回、縮尺1/25,000)で重ね合わせて図示した。

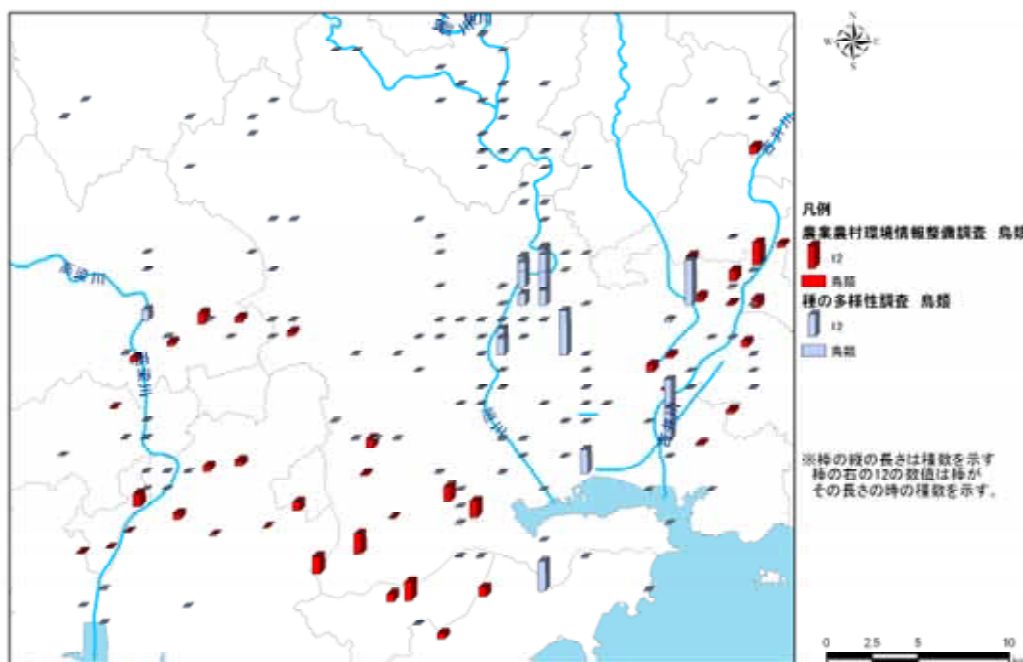


図3 鳥類調査結果の重ね合わせ事例

* 農村環境情報整備調査、自然環境保全基礎調査種の多様性調査それぞれについて、鳥類の確認種数を縦棒の長さで示した。

(3) 試行的整理のまとめ

4省庁の生物調査等の自然環境調査について、相互に調査データを試行的に整理比較したところ、GISデータとしての利用を前提として、相互利用が可能であることが確認できました。但し、独自の情報入力システムをもつ調査については、現状では、国内で汎用的に利用されているGIS情報ソフトでは、そのままのデータ形式では利用できないものがあり、相互利用、又は一般公開に当たっては、データ形式を簡便な手法で変換して提供するなどの対応が必要と考えられ、現在こうした対応を図っています。

現在のところ、4省庁の自然環境調査は、一般公表済みでかつ継続実施中の調査と、公表に向けて準備中である調査とがあり、それぞれに進行段階が異なる状況です。公表準備中の調査が、順次公開されることによって、各省庁の相互利用若しくは一般レベルでのデータ利用がさらに進むことが期待されます。各省庁の自然環境調査は、それぞれの調査目的やデータの活用方法があり、調査手法が異なる点等も踏まえつつ、関係省庁が実施する自然環境調査の今後一層の連携を進めていく予定です。

生物多様性の危機への対応

新国家戦略では、我が国の生物多様性の現状を踏まえた危機の構造を、3つの原因、結果から以下のように大別しています。

人間活動ないし開発が直接的にもたらす種の減少、絶滅、あるいは生態系の破壊、分断、劣化を通じた生息・生育域の縮小・消失

生活・生産様式の変化、人口減少など社会経済の変化に伴い、自然に対する人為の働きかけが縮小後退することによる里地里山等における環境の質の変化、種の減少ないし生息・生育状況の変化

近年問題が顕在化するようになった外来生物等による生態系の攪乱

新国家戦略では、これらを、それぞれ「第1の危機」、「第2の危機」、「第3の危機」として、原因と対応を記述しています。

第2回点検以降に実施したこれらの危機への主な対応状況は以下のとおりです。

1. 「第1の危機」への対応

新国家戦略では、人間活動に伴う負の影響要因が招く第1の危機に対して、保全を強化すること、再生・修復を積極的に進めることとしています。

(1) 保全の強化

- ・足摺宇和海国立公園において、海中公園地区を拡張指定(2箇所)及び新規指定(3箇所)(合計約26ha)するとともに、アカウミガメ産卵場陸地の保全のために乗入れ規制地区を指定しました。
- ・水郷筑波国立公園に隣接する湿地136haを新たに公園に指定しました。
- ・ダイトウオオコウモリ等の希少鳥獣の生息地として、新たに大東諸島を国指定鳥獣保護区(4,251ha)に指定しました。オオセッカ等の希少鳥獣の生息地として、新たに仏沼を国指定鳥獣保護区(737ha)に指定しました。また、マガン等の渡り鳥の集団渡来地として、新たに蕪栗沼・周辺水田を国指定鳥獣保護区(3,061ha)に指定しました。
- ・保護林の新規設定(3箇所)(約1千ha)及び拡張(約1千ha)を行いました。また、保安林の計画的指定(約114万ha)を行いました。
- ・平成17年7月の第29回世界遺産委員会において、「知床」が我が国で3番目の世界自然遺産として登録されました。世界自然遺産の登録基準のうち、「生態系」及び「生物多様性」の各登録基準に合致すると評価されました。「生態系」の観点では、季節海氷の形成による影響を大きく受け、特異な生態系の生産性が見られるとともに、海洋生態系と陸上生態系の相互関係の顕著な見本であると評価されました。また、「生物多様性」の観点では、知床にはシマフクロウ、シレットコスミレなどの多くの希少種が見られ、多くのサケ科魚類、海棲哺乳類、渡り鳥類等にとって世界的に重要な地域である点が評価されました。登録に際して、今後、海域管理計画やサケ科魚類管理計画の策定等の実施が求められています。人類の宝として後世に残すためにも

一層の適切な保全・管理が求められます。また、世界自然遺産の候補地として選定されている「小笠原諸島」及び「琉球諸島」については、保護区の設定・拡充などの保護担保措置の充実に向けた検討を関係地方公共団体等とともに進め、ユネスコへの推薦に向けた準備を進めていきます。

- ・平成17年11月開催のラムサール条約第9回締約国会議期間中に、新たに20箇所の国指定鳥獣保護区特別保護地区（予定箇所を含む）、国立公園及び国定公園に指定されている湿地について国際的に重要な湿地（ラムサール条約湿地）として登録できる見込みです。

（2）再生・修復

- ・自然再生推進法は、施行から2年以上が経過し、自然再生推進法に基づく自然再生協議会が全国で16箇所（平成17年9月末現在）で設立されています。その協議会構成員だけでも800名超となっており、自然再生に取り組む方々は着実に増加しているといえます。16箇所の協議会のうち、半数弱の6箇所の協議会で全体構想が策定されており、檜原湿原と神於山の2箇所の自然再生協議会では事業実施計画が策定されました。現在、設立準備中のものも含めて、今年度中には協議会の総数が20を超えることが見込まれており、全国各地で様々な主体による自然再生の取組が着実に前進しています。平成17年6月には自然再生専門家会議が、7月には自然再生に係わる関係省庁の局長級レベル会合である自然再生推進会議が開催されました。今後関係省庁が協力して、各地での自然再生の取組を支援していくことが重要です。
- ・関係行政機関において、補助事業も含め、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林等合わせて155箇所（平成17年3月現在）で自然再生のための調査や事業を実施しています。

2. 「第2の危機」への対応

里地里山等における人為の働きかけが縮小後退することによる第2の危機に対しては、対象地域の自然的・社会的特性に応じて人為的な管理・利用を行っていくための新たな仕組みの構築、人と自然の関係の再構築という観点に立った対応が必要とされています。

里地里山等の二次的自然の保全・再生に関する事業が平成16年度より各省庁により展開されています。

・里地里山保全・再生モデル事業

環境省では、平成16年度から、全国4地域で、「里地里山保全・再生モデル事業」を実施しています。これは、国（環境省、農林水産省、国土交通省等）、地方公共団体、専門家、地域住民、NPO等が連携・協力して、保全再生のための体制づくりを行い、地域戦略の策定、保全管理の実践、再生整備の実施、普及啓発等を行っていくものです。それと同時に、これらのモデル的取組を全国に発信することを通じ、全国各地の様々な主体による里地里山における保全・再生活動を促進していきます。

- ・ 文化的景観の保存・活用事業、文化的景観保護推進事業

文化庁では、平成16年に、文化財保護法の一部改正案を提出し、第159回通常国会において、棚田、里山等の人と自然との関わりの中で作り出されてきた「文化的景観」を新たに保護の措置を講ずべき文化財として位置づけ、適切な保存・活用を図っていくこととなりました。

また、平成16年、17年の2カ年計画で「文化的景観の保存・活用事業」を立ち上げ、地域住民・NPOや地方公共団体の協力を得て文化的景観の保存管理及び整備活用のための計画策定のモデル的な検討を全国9地域で実施しています。その成果を今後の文化的景観の保護制度の運用に利用していきます。また、平成17年度から「文化的景観保護推進事業」として補助制度を創設し、文化的景観の保存活用のために行う調査、保存計画策定、整備、普及・啓発に関する事業に対して補助することになっています。

- ・ 田園自然環境保全・再生支援事業、田園自然環境保全整備事業

農林水産省では、田園における自然再生の取組として、農地や水路での自然環境の保全・再生活動をソフト面で支援する「田園自然環境保全・再生支援事業」を平成15年度より開始しました。この事業は、農業関係者だけでなく地域住民やNPO等も参加した、植栽、小ビオトープの造成、冬水湛水及び清掃・除草を行う体制づくり等への個別地区における支援や、農村地域での自然再生に関連する情報の収集・発信、シンポジウムの開催を通じた地域住民やNPO等への情報提供等を講じることによって、田園の自然環境の保全・再生活動を支援します。平成16年度は54地区において実施しました。また、水田と水路のネットワークのための魚道、ビオトープの環境創造型整備や地域住民等の維持管理活動の活性化を図った環境整備等を実施する、ハード的的事业である「田園自然環境保全整備事業」を平成16年度から開始し、平成16年度は25地区で実施しました。これらの事業は、平成17年度からは、「元気な地域づくり交付金」として統合することにより、地域の創意と工夫を活かしながら総合的に推進できる制度としております。このような事業を通して、地域住民、NPO等と連携しつつ、ソフト、ハード両面で農村地域における身近な自然環境の保全・再生を推進しています。

- ・ 国民参加の緑づくり活動推進事業のうち里山林自然・文化体験活動の促進、共生林の多様な利用活動推進事業

身近な里山林や都市近郊林については、生活環境の保全、地域独自の景観形成等の役割に加え、地域住民や都市住民の参加による多様な森林内活動や交流活動の場として新たな役割を発揮することへの期待が高まっています。林野庁では、平成16年度より里山林における多様な利用活動を推進するため、森林所有者と利用者との里山林利用協定の締結促進、利用活動の立ち上げ支援や里山林等を活用した健康づくりのための活動等を支援しているところです。平成17年度からは新たに創設した「森林づくり交付金」に統合することにより、地域の創意と工夫を活かしながら里山林における多様な利用活動を推進できる制度としております。

- ・緑地環境整備総合支援事業

国土交通省では、都市域における水と緑のネットワークの形成を推進するため、地方公共団体の取組に対し総合的な支援を行う「緑地環境整備総合支援事業」を平成16年度に創設しました。この事業は、地方公共団体の策定する緑の基本計画等に基づき、都市公園の整備、特別緑地保全地区等における緑地の保全、市民緑地の公開に必要な施設の整備等の総合的な実施を支援し、里地里山の保全・活用、都市域における緑の骨格軸、緑の拠点等の形成を推進するものです。

上記のどの事業による取組も、行政、専門家、NPO、地域住民等の多様な主体に連携・協働を求めるものです。これは、第1の危機に対する対応の1つでもある自然再生の取組体制とも共通します。人為の働きかけが縮小すること起因した二次的自然に対する第2の危機に対しては、人為的な管理・利用を行っていくための新たな仕組みの構築が必要であるという観点から、様々な主体の参画による新たな体制の構築が各省庁の事業を通して進められているところです。多様な主体の参画においては、行政と住民、行政と専門家といった線状のつながりだけではなく、各主体が有機的なネットワーク型の協働体制が今後各地の里地里山の活動地区で作られていくことが必要です。各省庁の事業展開を通じて、良い事例づくりが図られ、さらにそれらを全国に普及していくことが重要です。

3. 「第3の危機」への対応

外来生物等による生態系の攪乱の問題については、生物多様性に与える影響が甚大であること等の認識の下、外来生物が及ぼす影響に関する科学的知見の収集を基礎としながら、侵入の予防、侵入の初期段階での発見と対応、定着した外来生物の駆除・管理の各段階に応じた対策を進める必要があるとしています。

平成16年6月に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下、「外来生物法」という。)が制定されました。外来生物法では、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、あるいは与えるおそれのある侵略的な外来生物を「特定外来生物」として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを規制するとともに、国等による野外にいる特定外来生物の防除等の措置を講ずることとしています。

法律制定後から施行に向けた準備を行い、平成17年6月1日から施行され、特定外来生物の飼養等が規制されるとともに、防除が実施されています。

(1) 特定外来生物の指定と飼養等の原則禁止

- ・アライグマ、オオクチバス等の37種類の外来生物(表2)を特定外来生物(第一次指定)として政令で定め、平成17年4月に閣議決定しました。6月1日の外来生物法施行に伴い、一次指定37種類の特定外来生物の飼養・栽培・保管・

運搬等を原則禁止しました。今後、普及啓発を促進していくことが重要です。

- ・ 第一次指定に続き、第二次指定に向けた選定作業・所要手続きの準備を実施しています。
- ・ 今後、文献情報に加え、専門家会合の討議において、被害についての科学的知見があると判断されたものから指定の手続きを進めていくことが重要です。

表2：特定外来生物（第一次指定）リスト

分類群	種名	種類数
哺乳類	フクロギツネ、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス、トウブハイイロリス、カニクイアライグマ、アライグマ、ジャワマンゲース、キョン	11種
鳥類	ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシチョウ	4種
爬虫類	カミツキガメ、グリーンアノール、ブラウンアノール、ミナミオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ	6種
両生類	オオヒキガエル	1種
魚類	チャンネルキャットフィッシュ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス	4種
無脊椎動物	キョクトウサソリ科全種、ジョウゴグモ科のうち2属全種、イトグモ属のうち3種、ゴケグモ属のうち4種(セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ、クロゴケグモ)	1科4属 (5種類)
昆虫類	アルゼンチンアリ、アカカミアリ、ヒアリ	3種
植物	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ミズヒマワリ	3種
	合 計	1科4属 32種 (37種類)

(2) 特定外来生物の防除

- ・ 第一次指定の特定外来生物のうち、野外で被害が確認されているジャワマンゲース、アライグマ、オオクチバス等の20種類の特定外来生物(表3)について、その防除の公示を実施しました。
- ・ 全国に広範に分布して生態系等に被害を及ぼしているオオクチバス・コクチバス・ブルーギルについて、防除の指針を作成して公表しました。
- ・ 奄美大島及び沖縄やんばる地域におけるジャワマンゲースの防除事業、西表島のオオヒキガエルの監視事業を実施するほか、アライグマ、オオクチバス等に係る防除モデル事業を実施しています。
- ・ 今後、輸入規制のための水際体制の確立や防除手法の確立など、法律の施行実施体制の整備強化が求められます。

表3：防除の告示をした特定外来生物リスト

	特定外来生物	主務大臣		防除を行う 区域	防除を行う 期間
		環境大臣	農林水産大臣		
1	タイワンザル		-	全国	H23.3.31まで
2	アカゲザル		-	全国	H23.3.31まで
3	ヌートリア			全国	H23.3.31まで
4	クリハラリス		-	全国	H23.3.31まで
5	アライグマ			全国	H23.3.31まで
6	ジャワマンゲース			鹿児島県奄美大島及 び沖縄県沖縄島	H27.3.31まで
7	キョン			千葉県及び東京都伊 豆大島	H23.3.31まで
8	カミツキガメ		-	全国	H23.3.31まで
9	グリーンアノール		-	全国	H23.3.31まで
10	タイワンハブ		-	沖縄県沖縄島	H23.3.31まで
11	オオヒキガエル		-	全国	H23.3.31まで
12	チャルキョウフィッシュ		-	全国	H23.3.31まで
13	ブルーギル			全国	H23.3.31まで
14	コクチバス			全国	H23.3.31まで
15	オオクチバス			全国	H23.3.31まで
16	セアカゴケグモ		-	三重県、大阪府、兵 庫県、奈良県及び和 歌山県	H23.3.31まで
17	アルゼンチンアリ		-	広島県及び山口県	H23.3.31まで
18	カガイルガイトウ		-	全国	H23.3.31まで
19	ブラジルドクサ		-	全国	H23.3.31まで
20	ミズヒマワリ		-	全国	H23.3.31まで

主要テーマ別取扱方針に関する点検結果

新国家戦略では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関し、特記すべき主要な個別テーマについて、第3部第1章で示された 保全の強化、自然再生、持続可能な利用の3つの基本的方向を踏まえつつ、施策の取扱方針を示しています。これらのテーマ毎に示された施策の取扱方針は、この新国家戦略の計画期間中に、実効性のある具体的施策が展開されるよう示されたものです。

なお、点検方法については、第2回点検時と同様に、これらの施策について、着手しているかどうか等を × で明確に示すとともに、その進捗について数値を用いてできるだけ客観的にわかりやすく示しました。

また、新国家戦略での施策の進捗状況を示す数値について、戦略策定時と現時点の推移を比較できるように整理しており、どの分野の進捗が著しく、どの分野に進捗が見られないのかが、数値の面からも把握できるようになっています。

主要テーマ毎の進捗状況、今後の課題等は、以下のとおりです。

1. 重要地域の保全と生態的ネットワーク形成

(1) 重要地域の保全

- ・水郷筑波国定公園の拡張(湿地等136ha)、足摺宇和海国立公園における海中公園地区の拡張・指定及び乗入れ規制地区を指定しました。
- ・平成16年度は、大東諸島を、平成17年度は、仏沼、蕪栗沼・周辺水田を国指定鳥獣保護区に指定しました。
- ・「知床」が我が国における第3番目の世界自然遺産に登録されました。
- ・平成17年11月開催の第9回締約国会議期間中に新たに20箇所の湿地を条約湿地に登録できる見込みとなりました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
自然公園については、国土における生物多様性保全の骨格的な部分、屋台骨としての役割をより積極的に担っていきます。	平成15年4月より改正された自然公園法が施行されています。今回の改正により新たに創設された特別地域における指定動物の捕獲規制、立入り規制地区制度、利用調整地区について指定に向けた検討を進めています。	指定動物、立入り規制地区、利用調整地区に係る検討を進め、指定を図っていくことが重要です。
	国立公園においては、足摺宇和海国立公園において海中公園地区を3箇所新規指定、2箇所拡張(計:25.9ha)するとともに、アカウミガメの産卵上陸地を保全するための乗入れ規制地区を指定しました。また、水郷筑波国定公園においては、隣接する湿地等136haを新たに公園に指定しました(特別地域126ha、普通地域8ha)。	

<p>哺乳類や鳥類の保護繁殖上重要なまとまりのある地域について、自然公園との連携も考慮しつつ、国設(国指定)鳥獣保護区の設定を進め、中核的な生息域を確保していきます。</p>	<p>平成14年に宮島沼、藤前干潟を、15年に白神山地、和白干潟、名蔵アンパルを、16年に大東諸島を、17年春に仏沼、蕪栗沼・周辺水田を国指定鳥獣保護区に指定し、また、17年秋までに野付半島・野付湾、最上川河口、瓢湖及び穴道湖を、国指定鳥獣保護区に指定する予定です。</p>	<p>今後も、新たな国指定鳥獣保護区の指定を行うことが重要です。</p>
<p>関係省庁の多様な制度を活用して、全国規模から地域規模まで様々な段階における重要な生態系や生物の生息・生育地の保護地域化と保護管理の充実を進めることが重要です。</p>	<p>平成16年1月にユネスコ世界遺産センターに推薦書を提出した「知床」について、本年7月にダーバン(南アフリカ)で開催された第29回世界遺産委員会において、我が国で3番目の世界自然遺産として登録されました。</p> <p>国有林における優れた自然環境を有する森林の維持・保全を図るため、平成16年度に新たに3箇所(約1千ha)の保護林の設定と既存の保護林の拡張(約1千ha)を行いました。また、森林の有する公益的機能の確保のため保安林の計画的な指定(全体約1,133万ha、平成16年度に約114万ha指定)とその適切な保全を推進しました。</p>	<p>登録された「知床」については、陸域と海域の生態系を総合的に把握する調査を行うとともに、海域管理計画の策定等を行います。</p> <p>「小笠原諸島」、「琉球諸島」の2地域について、推薦にあたっての課題とされた保護担保措置等の充実に向けた検討を関係地方公共団体等と共に進め、世界自然遺産としての推薦条件が整い次第、推薦書の提出を目指します。</p> <p>設定した保護林に対して、引き続き適正な保護管理を実施することが重要です。また、全国森林計画に基づく計画的な保安林の指定の推進及びその適切な保全・管理を推進することが重要です。</p>
<p>地方公共団体による保護地域の指定や保護管理の充実に向けた支援に努めます。</p>	<p>自然環境保全法に基づく都道府県自然環境保全地域が、平成16年度に新たに2地域指定されました。</p>	<p>引き続き地方公共団体による取組の充実に向けた支援に努めることが重要です。</p>
<p>自然環境保全基礎調査等の成果を活用しながら、生物多様性保全上重要な地域を特定する作業を進めるとともに、それらと現状の保護地域との重複関係等を分析し、保護地域の指定や保護管理の充実に活かしていくことも必要です。</p>	<p>平成11年のラムサール条約第7回締約国会議において、平成17年までに条約湿地を倍増することなどが決議されました。これを受けて、わが国において新たな条約湿地の登録に向けて、わが国の保全上重要な湿地として選定された「日本の重要湿地500」の中から、国際的な基準を満たすと考えられ、かつ予定を含む国指定鳥獣保護区特別保護地区等として保全が担保されている湿地について、専門家による検討会を開催して検討を行いました。その結果、平成17年11月開催の第9回締約国会議期間中に新たに20箇所の湿地を条約湿地に登録できる見込みとなりました。</p>	<p>平成17年11月開催の第9回締約国会議の決議を受けて、我が国のラムサール条約湿地の保全対策等についての検討を進める必要があります。</p>

<p>保護地域化に加え、生態系の観点から周辺地域も含め、開発、土地利用における環境配慮の徹底や、自然の再生・修復を図るなど、各種手法によって重要地域の保全を強化することが重要です。</p>	<p>保護林の植生回復や防護柵の設置、案内板の整備等を実施しました。</p>	<p>今後も適切な保全対策を実施することが重要です。</p>
	<p>平成15年12月に「農林水産環境施策の基本方針」を取りまとめ、農林水産省が支援する農林水産業は、環境保全を重視するものへ移行することとしました。</p> <p>環境の保全・再生・創造を国土交通行政の本来的使命として明確に位置付け、あらゆる局面で環境負荷の低減に努める「国土交通行政のグリーン化」を進めるため、その環境政策を総点検し、「国土交通省環境行動計画」を平成16年6月に策定・公表しました。</p>	<p>各基本方針やマニュアルに基づき、環境配慮の徹底を図ることが重要です。</p>

進捗状況： 実施中、 検討中、 × 未着手

数値で見る実施状況

指標	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
原生自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	5地域 (5,631ha)	H17.3	5地域 (5,631ha)	0
自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	10地域 (21,593ha)	H17.3	10地域 (21,593ha)	0
都道府県自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	528地域 (73,863.6ha)	H17.3	536地域 (76,339.3ha)	8地域 (2,475.7ha)
国立公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	28公園 (2,056,556ha,5.4%)	H17.3	28公園 (2,065,167ha,5.5%)	0 (8,611ha,0.1%)
国定公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	55公園 (1,343,255ha,3.6%)	H17.3	55公園 (1,344,453ha,3.6%)	0 (1,198ha,0.0%)
都道府県立自然公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	308公園 (1,961,928ha,5.2%)	H17.3	309公園 (1,961,286ha,5.2%)	1 (642ha,0.0%)
都道府県立自然公園を指定している都道府県数	H14.3	46	H17.3	46	0
国立公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	58.2% (1,196,075ha)	H17.3	58.0% (1,198,068ha)	0.2% (1,993ha)
国定公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	88.1% (1,183,553ha)	H17.3	88.1% (1,184,725ha)	0.0% (1,172ha)
国立公園の指定面積のうち、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3	13.1% (270,307ha)	H17.3	13.3% (273,821ha)	0.2% (3,514ha)
国定公園の指定面積のうち、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3	4.9% (66,487ha)	H17.3	4.9% (66,493ha)	0.0% (6ha)
国立公園の指定面積のうち、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H14.3	33地区 (1,279ha)	H17.3	36地区 (1,305ha)	3地区 (26ha)
国定公園の指定面積のうち、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H14.3	31地区 (1,385ha)	H17.3	31地区 (1,385ha)	0
都道府県立自然公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	35.9% (703,356ha)	H17.3	35.9% (704,574ha)	0.0% (1,218ha)
国有林野のうち保護林が設定された箇所数及び面積	H14.4.1	821箇所 (約55万ha)	H17.4.1	840箇所 (約66万ha)	19箇所 (約11万ha)
森林生態系保護地域の箇所数及び面積	H14.4.1	26箇所 (320千ha)	H17.4.1	27箇所 (400千ha)	1箇所 (80千ha)
森林生物遺伝資源保存林の箇所数及び面積	H14.4.1	12箇所 (36千ha)	H17.4.1	12箇所 (36千ha)	0
林木遺伝資源保存林の箇所数及び面積	H14.4.1	329箇所 (9千ha)	H17.4.1	328箇所 (9千ha)	1箇所 (統合によるもの)
植物群落保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	356箇所 (138千ha)	H17.4.1	371箇所 (160千ha)	15箇所 (22千ha)
特定動物生息地保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	32箇所 (16千ha)	H17.4.1	34箇所 (19千ha)	2箇所 (3千ha)

特定地理等保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	34箇所 (30千ha)	H17.4.1	35箇所 (30千ha)	1箇所 (0ha)
保安林の指定面積(実面積)	H14.3.31	9,052千ha	H17.3.31	11,331千ha	2,279千ha
国指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	54箇所 (494,047ha)	H17.9	62箇所 (521,951ha)	8箇所 (27,904ha)
都道府県指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	3,835箇所 (3,085,278ha)	H17.3	3,858箇所 (3,118,729ha)	23箇所 (33,451ha)
緑の基本計画を策定した地方公共団体数	H14.3末	477市町村	H17.3末	649市町村	172市町村
人口50万人以上の大都市のうち緑の基本計画を策定した地方公共団体の割合	H14.3末	90%	H17.3末	97%	7%
首都圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3末	約15,693ha	H17.3末	約15,693ha	0
近畿圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3末	約81,212ha	H17.3末	約81,212ha	0
全国の緑地保全地区の指定箇所数及び面積	H14.3末	282地区 (約1,411ha)	H17.3末	325地区 (約1,766ha)	43地区 (355ha)
全国の市民緑地の指定箇所数及び面積	H14.3末	105地区 (約77ha)	H17.3末	110地区 (約82ha)	5地区 5ha

(2)生態的ネットワークの形成

・生態的ネットワークの効果的な形成を目指し、農林水産省、国土交通省及び環境省が連携して調査を実施しています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>自然環境基盤のポテンシャルを活かしながら、国土の空間特性に応じた生態系の改善、回復を進める中で、地域固有の生物相を支えうる質の高い生態的ネットワークの形成を進めます。</p> <p>その際、関係各省の取組を総合的に進めることにより、奥山、里地里山、都市の生息・生育空間が、道路、河川、海岸等の縦軸・横軸の水と緑によって有機的に連携された状態を創り出していくことが大切です。</p> <p>関係省庁、地方公共団体等の多様な主体の連携によるモデル的取組の実施とその検証などを通じて、わが国における生態的ネットワークの計画手法や実施手法の開発を進め、国土、地方圏、都道府県、市町村など様々な空間レベルにおける計画策定や効果的な事業実施に対応できるようにしていきます。</p>	<p>国有林においては、野生動植物の移動経路を確保するために設定した「緑の回廊」において、巡視や生息環境の調査及び保全・整備、普及啓発等を行いました。</p> <p>農林水産省、国土交通省及び環境省が連携し、モデル地域における生態的ネットワーク計画の即地的な検討とともに、生態的ネットワーク計画策定の方法論の検討調査と生態的ネットワーク形成のための各事業間の連携の枠組み構築と事業実施の手法論に関する調査を実施しています。</p>	<p>国有林においては、引き続き適正な保護管理を実施することが必要です。</p> <p>関係省庁や地方公共団体等の多様な主体の連携体制を具体的に整備するため、検討を進めることが重要です。</p> <p>また、様々な空間レベルにおける計画策定への対応が必要です。</p>

進捗状況： 実施中、 検討中、 × 未着手

数値で見る実施状況

指標	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
全国の緑の回廊の箇所数及び面積	H14.4.1	13箇所 (約28万1千ha)	H17.4.1	19箇所 (約39万1千ha)	6箇所 (約11万ha)

2. 里地里山の保全と持続可能な利用

- ・文化庁では、平成16年度から、「文化的景観の保存・活用事業」において、文化的景観のうち、特に重要な景観を有し、地方公共団体が保護措置を講じる予定の地域をモデル地域(全国9箇所)として決定し、文化的景観の保護のあり方について検討しています。
- ・里地里山保全・再生モデル事業(環境省)、田園自然環境保全整備事業(農林水産省)、共生林の多様な利用活動推進事業(林野庁)、緑地環境整備総合支援事業(国土交通省)を平成16年度から実施しています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
国立・国定公園において、管理が行き届かなくなった里地里山を対象に、国、地元自治体、NPO等と土地所有者とが管理協定を結ぶとともに特別土地保有税の免除などの経済的な奨励措置を講じるなどの施策を具体的に実施しつつ、問題点を整理分析するなどして、里地里山問題に取り組みます。	現在、国立公園及び国定公園ともに各1団体が自然公園法に基づく公園管理団体に指定されており、阿蘇くじゅう国立公園では、同団体が土地所有者と風景地保護協定を結び、草原管理を行っています。	自然公園法に公園管理団体制度が盛り込まれてから2団体が指定されており、今後も本制度の適用を推進することが重要です。
農村地域においては、農家を含む地域住民の意見を十分聞いた上で、農村地域の環境保全に関するマスタープランを策定し、ため池の保全、生態系に配慮した水路の整備、水辺や樹林地の創出等、農業農村整備事業等により多様な野生生物が生息できる環境との調和への配慮に努めます。	平成17年1月現在、2,541市町で「田園環境整備マスタープラン」が策定されています。同マスタープランで定めている環境創造区域内において、環境創造施設を1,050地域で整備しました。 また、平成16年度から田園自然環境保全整備事業により、生態系の保全と調和した、農地や土地改良施設の環境創造型整備等を実施しており、平成17年度からは、元気な地域づくり交付金により実施します。	地域住民の参加により、地域が一体となった事業実施や施設の維持管理等の取り組みを更に進める必要があります。
里山林では、持続的に利用・整備されるよう、市民の参画を得た森林整備等に対する助成を行うほか、森林の維持管理の育て親を都市住民等から募集し、森林所有者と都市住民等が連携・協力して保全・利用する体制を推進します。	里山林等において行われる自然・文化体験活動や利用活動の推進のため、市民の参画を得た森林整備等に対する助成(平成16年度:32地区)を実施しました。	里山林を保全・利用する活動を継続的に推進することが重要です。
	森林整備事業の事業主体として新たな協定制度の認定を受けた者(NPO等)を追加するとともに、経験豊かなボランティア団体や上下流の住民等多様な主体による里山林等の整備を推進しました。	多様な主体の参加による森林整備を推進することが重要です。
農林水産省と環境省が連携・協力して「田んぼの生きもの調査」の実施を引き続き推進します。	田んぼの生きもの調査を全国2,351地点で実施しました。	調査によって確認された生物の生息環境について今後分析を進め、環境に配慮した農業農村整備事業のあり方を検討することが必要です。

文化庁は農林水産省の協力を得つつ、農林水産業に関連する文化的景観の指定や保護のあり方について検討を進めます。	平成15年6月12日に「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」報告がまとめられ、農林水産業に関連する文化的景観の定義や保護のあり方等について提言がされました。 平成16年5月に文化財保護法の一部を改正し、農林水産業に関連する文化的景観を含む文化的景観を文化財として位置付け、その保護を図ることを盛り込みました。平成16年度から、「文化的景観の保存・活用事業」において、文化的景観のうち、特に重要な景観を有し、地方公共団体が保護措置を講じる予定の地域をモデル地域(全国9箇所)として決定し、自治体、地域住民、NPO、専門家等の協力を得ながら文化的景観の保護のあり方について検討を行っています。	「文化財保護法」の改正により、平成17年度から重要文化的景観を選定し、保護することが可能となっています。今後は、本制度の適用を推進することとしています。
都市近郊の里地里山においては、自然再生事業を、関係省庁や関係自治体が連携・協力し、市民参加も得ながら積極的に実施します。	埼玉県のかぬぎ山や大阪府の神於山において、自然再生協議会が立ち上がりました。神於山においては、大阪府と神於山保全くらぶが事業主体となって、自然再生事業実施計画が平成17年6月に策定されました。	自然再生推進法の手法を活用するなど、それぞれの地域において、多様な主体が取り組む順応的な自然再生事業を実施することが重要です。
都市地域の里地里山については、緑地保全地区等の指定拡大や公有地化を推進するとともに、市民緑地制度や管理協定制度を活用し、地方公共団体やNPO法人等の多様な主体による良好な維持管理を推進します。	平成16年度は、高蔵林地区(愛知県春日井市)など、14箇所を特別緑地保全地区に指定しました。また、平成16年の都市緑地法改正により、里地等の都市近郊の大規模な緑地を保全する緑地保全地域制度を創設しました。 また、都市公園及び緑地保全事業等の一体的な実施を支援する緑地環境総合支援事業を創設しました。	改正された「都市緑地法」の制度活用を促進し、地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要がある地域の保全を推進することが重要です。
環境省では、市民参加のモデル事業を実施し、あらゆる主体が一体となって里地里山の保全・利用に取り組むための実践的手法や体制、普及啓発・環境学習活動等のあり方について、具体的な検討を進めます。	平成16年度から、全国4地域における里地里山保全・再生モデル事業として、地区毎に関係省庁、地方自治体、住民、NPO、専門家等をメンバーとする検討組織を設置し、保全・再生に向けた取組を行っています。	全国各地の様々な主体による里地里山の保全活動をさらに促進するため、モデル地域における手法や体制の検討を、更に進めることが重要です。

進捗状況： 実施中、 検討中、 ×未着手

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
エコファーマー認定件数	H14.3	9,226件	H16.12末	67,131件	57,905件
「田園環境整備マスタープラン」策定市町村数	H14.3	1,191市町村	H17.3	2,541市町村 全国市町村数 3,100 (H16.4現在)	1,350市町村
田園自然環境保全・再生支援事業の実施地区数	H14.3	0地区	H17.3	54地区	54地区
市民農園区画数	H14.3	144,312区画	H16.10	152,481区画	8,169区画
「田んぼの生きもの調査」調査箇所数	H14.3	1,098の農業水路、ため池等	H17.3	2,351の農業水路、ため池等	1,253の農業水路、ため池等
「農業農村環境情報整備調査」による調査対象47地区内のサイト数	H14.3	0地点	H17.3	448地点	448地点
緑の基本計画を策定した地方公共団体数〔再掲〕	H14.3末	477市町村	H17.3末	649市町村	172市町村
人口50万人以上の大都市のうち緑の基本計画を策定した地方公共団体の割合〔再掲〕	H14.3末	90%	H17.3末	97%	7%

首都圏の近郊緑地保全区域の面積【再掲】	H14.3末	約15,693ha	H17.3末	約15,693ha	0
近畿圏の近郊緑地保全区域の面積【再掲】	H14.3末	約81,212ha	H17.3末	約81,212ha	0
全国の緑地保全地区の指定箇所数及び面積【再掲】	H14.3末	282地区 (約1,411ha)	H17.3末	325地区 (約1,766ha)	43地区 (355ha)
全国の市民緑地の指定箇所数及び面積【再掲】	H14.3末	105地区 (約77ha)	H17.3末	110地区 (約82ha)	5地区 5ha

3. 湿原・干潟等湿地の保全

- ・平成16年度は、大東諸島を、平成17年度は、仏沼、蕪栗沼・周辺水田を国指定鳥獣保護区に指定しました。
- ・平成17年11月開催の第9回締約国会議期間中に新たに20箇所の湿地を条約湿地に登録できる見込みとなりました。
- ・平成16年7月に、沖縄において、日本サンゴ礁学会等と協力して第10回国際サンゴ礁シンポジウムを開催し、サンゴ礁の保全と再生に向けた「沖縄宣言」を採択しました。また、サンゴ礁保全と持続可能な利用に関する包括的な国際的枠組である国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)事務局を、17年7月から日本とパラオ共和国が共同で運営しています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
保護地域化が必要な湿地については保全のための情報を更に収集し、地域の理解を得て鳥獣保護区や自然公園、自然環境保全地域、天然記念物等による保護地域指定や都市公園の設置等による保全を進めます。	国立公園においては、足摺宇和海国立公園において海中公園地区を3箇所新規指定、2箇所拡張(計25.9ha)するとともに、アカウミガメの産卵上陸地を保全するための乗入れ規制地区を指定しました。また、水郷筑波国定公園においては、隣接する湿地等136haを新たに公園に指定しました(特別地域126ha、普通地域8ha)。(再掲) 保護が必要な湿地について、平成16年度に新たに1地域を天然記念物として指定しました。	湿地の保全を図るため、今後とも天然記念物への指定を進めていく必要があります。
	鳥獣の保護上重要な湿地として、平成14年に宮島沼、藤前干潟を、15年に和白干潟、名蔵アンパルを、17年春に仏沼、蕪栗沼・周辺水田を国指定鳥獣保護区に指定し、また、平成17年秋までに野付半島・野付湾、最上川河口、瓢湖及び穴道湖を、国指定鳥獣保護区に指定する予定です。	今後も保全が必要な地域について、情報収集等を行い、国指定鳥獣保護区などの新たな指定等による保全を進めることが重要です。
	平成11年のラムサール条約第7回締約国会議において、平成17年までに条約湿地を倍増することなどが決議されており、わが国においても新規登録に向けて検討を行いました。その結果、平成17年11月開催の第9回締約国会議期間中に新たに20箇所の湿地を条約湿地に登録できる見込みとなりました。(再掲)	平成17年11月開催の第9回締約国会議の決議を受けて、我が国のラムサール条約湿地の保全対策等についての検討を進める必要があります。

<p>既に保護地域内に位置する湿地については、必要に応じ、より効果の高い保護対策をとるなど、保全の強化を図ります。</p>	<p>国指定藤前干潟鳥獣保護区において、湿地の理解を深めるために環境教育・学習施設の整備を進めました。また、国指定谷津干潟鳥獣保護区において、異常繁殖したアオサの除去を実施するなど、保護区内の環境の維持管理を図りました。</p> <p>天然記念物については、既指定地の保全強化のため、平成16年度中には、指定地の保護対策のための現況把握・環境整備等について7件、公有地化について2件、補助事業として地方公共団体等の取組に対する支援を行いました。</p>	<p>鳥獣保護区に関して、今後も、鳥獣の保護上重要な湿地を中心に、湿地の理解を深めるための環境教育、情報提供のための施設整備や環境の維持・再生のための事業を実施する必要があります。</p> <p>天然記念物については、既指定地の保護を図るため、追加指定、管理計画策定、環境整備等について、地方公共団体等の取組に対する支援を進める必要があります。</p>
<p>ため池や水路など、人為により維持されてきた湿地は規制的手法だけでなく、経済的な奨励措置や事業配慮など、多様な手法を組み合わせ、地域の合意の下に維持されることが重要であり、そのための検討を行います。</p>	<p>農林水産環境政策の基本方針の中で「環境保全を重視する農林水産業のための指針の策定」、「補助事業、制度資金における環境保全の重視」を基本方策に位置付けました。</p>	<p>環境配慮に関する更なる技術や情報の蓄積や技術者の育成、地域住民の参加を行う新たな体制の確立等に努めることが必要です。</p>
<p>国土交通省は、鶴見川流域において、その流域の健全な水循環、洪水対策、自然環境の再生を目的に、流域水マスタープランの策定、実行に向けた取組を行っています。</p>	<p>鶴見川流域の市民の方々、事業者、農業者等多くの方々のご意見を踏まえ、関係都県市及び国土交通省とで構成される鶴見川流域水協議会において、平成16年8月に「鶴見川流域水マスタープラン」を策定しました。</p> <p>この中で、流域のランドスケープ、生物多様性を保全・創出・活用し、自然とふれあえる都市を再生する「自然環境マネジメント」などを盛り込んでいます。</p>	<p>「鶴見川流域水マスタープラン」に盛り込んだ各施策を確実に実行するとともに、地域の状況に応じ、鶴見川流域以外の他の流域でも同様の取り組みを推進する必要があります。</p>
<p>国境を越えた長距離の移動・回遊を行いつつ湿地を利用する水鳥類やウミガメ類のために、わが国に残されている浅海域の湿地を減少・劣化させないよう保全するとともに、失われた湿地の再生・修復に努めます。</p>	<p>ウミガメの産卵地となる海浜については、自然公園法に基づく、乗入れ規制地区に指定し、産卵地の保全を図っています。</p> <p>渡り鳥の中継地等として重要な湿地である和白干潟、名蔵アンパル、蕪栗沼・周辺水田について新たに国指定鳥獣保護区に指定するとともに、国指定中海鳥獣保護区について、区域の拡張及び特別保護地区の指定を行いました。また、平成17年秋までに野付半島・野付湾、最上川河口、瓢湖及び宍道湖を新たに国指定鳥獣保護区に指定する予定です。このほか、アオサの除去作業などの環境維持、管理の事業を行いました。(再掲)</p>	<p>渡り鳥の保護上重要な湿地として今後も、新たな国指定鳥獣保護区等保護地区の指定を進めることが重要です。また、今後も、鳥獣保護区等の保護管理として、環境の維持・再生のための事業を実施する必要があります。</p>
<p>日本、オーストラリア及び国際湿地保全連合により策定されたアジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づき、渡来湿地ネットワーク活動を支援し、国際的取組の推進を図ります。</p>	<p>重要生息地ネットワーク(アジア太平洋地域参加地延べ88箇所)の活動支援を行い、シギ・チドリ類重要生息地ネットワークへ球磨川河口、藤前干潟等が参加しました。</p>	<p>アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の推進支援を行い、重要生息地ネットワークの拡大を図る必要があります。</p>

ウミガメ類については、生態解明の調査を実施するなど、保全のための基礎的資料の充実が必要です。	重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)砂浜調査においてウミガメ類の産卵状況を試行調査しています。	引き続き、モニタリングサイト1000砂浜調査において、ウミガメ類の産卵状況について試行調査を実施します。
生物多様性保全上重要な干潟及び藻場において生物相を把握するための調査を開始し、モニタリングを実施します。	全国の干潟及び藻場の調査を、自然環境保全基礎調査の「浅海域生態系調査」として実施しています。干潟の調査は平成16年度で終了し、平成17年度は調査結果の解析を行います。藻場の調査は引き続き実施します。	環境省が選定した重要湿地500のうち干潟145箇所、藻場129箇所を対象に全国調査を実施。干潟145箇所の調査を終了し、調査結果の解析を行います。藻場の調査は引き続き実施します。
関係省庁の連携の強化などにより、各地域の沿岸域の生物相に関する情報の充実に取り組みます。	有明海・八代海における海域環境調査、東京湾における水質等のモニタリング、海洋短波レーダーを活用した生物調査、水産資源に関する調査及び研究や海域環境情報提供システムなどを行っています。 また、地球環境研究総合推進費において、「サンゴ礁生物多様性保全地域の選定に関する研究」(平成15-17年度)を実施しています。	関係省庁の連携等沿岸域の生物相に関する情報の充実に図る手法について検討を進めることが重要です。
岩礁や砂浜などの生態系についても、情報の収集整備を進め、保全のための基礎的データを蓄積する必要があります。	砂浜を中心とする海浜部の生物の生息・生育状況の実態を把握し、併せて生物の生息・生育基盤環境に関する情報を取得するための「海辺の生物国勢調査」を平成15年度に実施し、さらに市民と連携した調査の手法について検討を行っています。	今後は、「海辺の生物国勢調査」の簡便な手法を開発し、より円滑な調査の推進を検討していきます。

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
ラムサール条約湿地	H14.3	11箇所 (83,725ha)	H17.3	13箇所 (84,089ha)	2箇所 (364ha)
国指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積【再掲】	H14.3	54箇所 (494,047ha)	H17.9	62箇所 (521,951ha)	8箇所 (27,904ha)
都道府県指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積【再掲】	H14.3	3,835箇所 (3,085,278ha)	H17.3	3,858箇所 (3,118,729ha)	23箇所 (33,451ha)
天然記念物指定件数	H14.3.31	1103件	H17.3.31	1112件	9件

進捗状況： 実施中、 検討中、 × 未着手

4. 自然の再生・修復

- ・平成15年に自然再生推進法の施行がされて以来、国や地方公共団体、民間団体等多様な主体が呼びかけ者となり、同法に基づくものとして全国16箇所(平成17年9月現在)で自然再生協議会が立ち上がりました。そのうち6箇所の協議会において全体構想が策定され、2箇所で実施計画が策定されました。
- ・関係行政機関においては、補助事業も含めて、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林等155箇所(平成17年3月現在)で自然再生のための調査や事業を実施しています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>自然再生事業では、土木工学その他の応用工学的な技術や理論を基礎とし、事前の調査及び事業着手後のモニタリングにより、柔軟で慎重な取組を行う。</p> <p>また、事業の実施に当たっては、間伐材や粗朶などの地域の自然資源や伝統的な手法の活用、労働集約的な作業など、きめ細かい丁寧な手法で進める必要があります。</p>	<p>国が行っている自然再生事業においては、事前調査の実施、事業着手後のモニタリング計画の作成等を行っています。</p>	<p>自然再生事業の取組が始まってから3年が過ぎたところであり、各地の取組も始まったばかりといえますが、順応的管理手法による事業を実施していくことが重要です。</p>
<p>地域特性に応じて経験と実績を積み重ね、自然再生に関する知見を集約し、技術的向上を図るとともに、その普及を進めます。</p>	<p>関係行政機関において、補助事業も含め、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林等あわせて155箇所（平成17年3月現在）で自然再生のための調査や事業を実施し、知見の蓄積に努めています。</p> <p>自然再生事業に取り組むNPO等と連携してモデル事業を実施し、技術指導を行いました。</p> <p>国土交通省では、これまでの知見等を踏まえ、魚類等の遡上・降下環境の改善を図るための技術的な手引きとして「魚がのぼりやすい川づくりの手引き」をとりまとめ、全国に周知したところです。</p> <p>産官学それぞれあるいは連携して技術の向上、知見の集約に向けた取組みが活発化しています。</p>	<p>今後も、自然の再生・修復について積極的取組を推進するとともに、蓄積した知見や収集した事例について広く公表し、自然再生について普及を推進することが重要です。</p> <p>今後も、本手引きが幅広く活用され、効果的かつ効率的に魚類等の遡上・降下環境の改善が図られることが重要です。</p>
<p>自然再生を効果的・効率的に推進するための関係各省の連携体制の一層の強化が必要です。そのための法制度の検討も重要な検討課題です。</p>	<p>自然再生推進法に基づき初めて実施計画等の送付があったので、平成17年6月、これを公表するとともに自然再生専門家会議を開催しました。さらに、平成17年7月には、自然再生推進会議を開催し、自然再生の総合的・効果的かつ効率的な推進を図るため、関係行政機関の連絡調整を行いました。また、実施者の相談に的確に応じることができるよう、関係省庁の窓口ネットワークを設置する等、連絡調整を実施しています。</p>	<p>引き続き、関係各省間の円滑な連絡調整を実施していくことが重要です。</p>
<p>多様な主体の参画のためのさまざまな仕組みの活用が重要です。</p>	<p>平成17年9月末現在、自然再生推進法に基づく自然再生協議会が全国各地で16箇所設置され、その立ち上げにあたっては、委員の公募等多様な主体の参加の機会が示されました。</p>	<p>今後も、自然再生推進法の仕組み等多様な主体の参画・支援のためのさまざまな仕組みの活用を推進します。</p>

	NPO等と森林所有者とが結ぶ施業の実施に関する協定について市町村長が認可する制度を創設し、この認可を受けたNPO等を森林整備事業の実施主体として追加するとともに、経験豊かなボランティア団体や上下流の住民等多様な主体の参加による里山林、水源林等の整備を推進しました。(再掲)	多様な主体の参加による森林の整備を推進することが重要です。
生態系の現況、過去の自然の状況、地域の産業動向といった科学的及び社会的な情報を地域の関係者が共有した上で、社会的な合意を図りながら目標設定を行うことが重要です。	地域の多様な主体が参加している自然再生協議会において議論を重ね、目標設定への合意形成を図ろうとしています。	地域の特性に応じた情報提供のあり方、合意形成の進め方について検討を行うことが重要です。

進捗状況： 実施中、 検討中、 × 未着手

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置件数	H14.3	0件	H17.3 (H17.9)	12件 (16件)	12件 (16件)
自然再生全体構想が策定された自然再生協議会件数	H14.3	0件	H17.7	6件	6件
自然再生実施計画の主務大臣への送付件数	H14.3	0件	H17.7	2件	2件
国が自然再生の調査または事業を実施中の箇所(補助を含む)	H14.3	0箇所	H17.3	155箇所	155箇所

5. 野生生物の保護

(1) 種の絶滅の回避、猛禽類保護への対応、海棲動物の保護と管理

- ・平成15年7月に希少種の譲渡規制を適切に行えるようにするため、種の保存法の一部改正を行いました。
- ・平成16年7月に、種の保存法に基づく「国内希少野生動植物種」に、アマミノクロウサギなど11種を追加指定しました。
- ・平成16年7月と11月に、アユモドキ、ムニンツツジなど13種の保護増殖事業計画を策定しました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>国内希少野生動植物種の政令掲載作業の一層の推進を図り、生息地等保護区の指定、繁殖個体の自然下への再導入を含めた総合的な保護増殖事業の実施などにより、絶滅要因を解消するための取組を推進します。</p>	<p>平成16年7月には、種の保存法に基づく「国内希少野生動植物種」に、アマミノクロウサギなど11種を追加指定しました。</p> <p>また、適切な譲渡規制が行えるよう、登録・認定関係事務を行う機関に関して種の保存法の一部改正(平成15年7月)を行いました。平成14年度に国内希少野生動植物種に指定したイシガキニイニイについて、生息地保護区を指定しました。</p> <p>トキ、ツシマヤマネコなどについて、野生復帰に向けて、飼育下での人工増殖等を引き続き実施した。また、ツシマヤマネコ及びイリオモテヤマネコについては、共生と循環の地域づくりモデル事業により今後の野生復帰に向けた自然的・社会的検討を行った。</p> <p>トキについては、平成15年10月に日中共同トキ保護計画が決定しました。また、トキの繁殖個体の再導入のため、順化施設の整備を行っています。</p> <p>野生個体群が絶滅したコウノトリについては飼育下での増殖を続け、平成17年度の試験放鳥に向け、再導入する地域の生息環境調査・整備、再導入へのガイドライン策定等に対する事業に対する補助を実施しました。また、絶滅の危機に瀕しているイタセンパラ・ネコギギについては、地域個体群の維持、系統保存等の観点から、人工繁殖方法の確立、飼育下での維持等の調査・実験を進めるとともに、再導入に向けた地域の生息環境調査、再導入へのガイドラインの検討等に対する事業に補助を実施しました。</p> <p>適切に野生生物の保護を進める基礎資料として重要な、絶滅のおそれのある野生生物を公表するレッドリスト・レッドデータブックについて、改定作業を進めています。</p>	<p>今後も希少野生動植物種及び生息地保護区の指定、トキ、ツシマヤマネコ、コウノトリなどをはじめとし、繁殖個体の再導入、人工繁殖方法の確立などを含め保護増殖事業の推進を図る必要があります。</p>
<p>湿地のように全国的に減少が著しい生息地のタイプに該当する生態系について、保護区の指定を促進するとともに、保全、再生、修復を早い段階で進めるなど、生息環境に着目して種の絶滅のおそれを未然に回避する予防的な措置を講じていきます。</p>	<p>平成16年度には、水郷筑波国立公園において、隣接する湿地等136haを新たに特別地域として公園に指定しました。また、平成14年に宮島沼、藤前干潟を、15年に和白白干潟、名蔵アンパルを国指定鳥獣保護区に指定し、中核的な生息地の確保を推進しました。</p> <p>平成15年度より、継続的な調査を実施する重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)について、試行調査を実施しています。</p>	<p>各種保護区の指定を更に促進するとともに、生息環境に着目して種の絶滅のおそれを未然に回避するための継続的な生態系のモニタリングを進めることが重要です。</p>

<p>野生生物の生息、生育地を保全する観点から、重要生息・生育地の選定、保護地域制度の活用や環境アセスメントを通じた環境配慮の徹底、自然の再生・修復など、関係省庁との調整・連携を通じた総合的な対策の実施、様々な手法を組み合わせた対応を行うほか、より効果的な保全のための手法の検討を進めます。</p>	<p>自然環境に関する調査や、自然再生推進法に基づく相談体制の整備(相談窓口ネットワークの形成)などで、関係省庁間の連携を進めています。 また、関係省庁との調整・連携を通じた総合的な施策の実施等を目指し、生態的ネットワークに関する調査を実施しているところです。(再掲)</p>	<p>生態的ネットワークに関する調査の結果を活用し、関係省庁や地方公共団体等の連携による事業等効果的な保全のための手法を検討を進めることが重要です。</p>
<p>イヌワシ、クマタカ、オオタカについて生態、生息実態等についてのデータを充実させ、生息域での土地利用に際してのきめ細かな対応指針の作成、里地里山と一体となった生息環境や地域個体群の保全の考え方の検討、良好な採餌空間の確保を目的とした森林の管理など総合的な保護対策の検討を進めます。</p>	<p>希少猛禽類の総合的な保護指針の策定に向けて作業を行い、クマタカについては繁殖率等のモニタリング、イヌワシについては、国有林と連携した採餌環境改善のための森林施業の実施とモニタリングに着手し、オオタカについては、生息環境整備のための情報収集を実施しました。 国有林においては、猛禽類保護のための巡視、繁殖・生育状況の調査、人工林を帯状に伐採して採餌空間を確保するなどの取組を実施しました。</p>	<p>今後も、希少猛禽類の繁殖状況のモニタリング等を実施し、保護管理のための基礎的な知見を集積する必要があります。また、国有林等と連携し生息環境の改善のモデル的实施を通じ、希少猛禽類の繁殖率の向上等を図る必要があります。 引き続き、生息状況等の調査、取組についての検証を行い、適正な保護管理を実施していくことが必要です。</p>
<p>上記以外の猛禽類のうち個体数の減少が懸念される種については、生息状況の調査を行い、専門家の意見も踏まえながら絶滅のおそれの有無を評価するとともに保護対策の検討を進めます。</p>	<p>上記以外の猛禽類のうち、サシバとハチクマに関しては、人工衛星を利用した移動追跡により、渡り経路や春秋の渡り経路の違い等を明らかにしました。</p>	<p>サシバ、ハチクマに関しては引き続き情報解析を進め、必要に応じて保全策の検討を進める必要があります。 その他の猛禽類についても、生息状況、保護管理に関する情報を収集する必要があります。</p>
<p>海棲哺乳類や海鳥、ウミガメ類に関しては、生息状況に関するデータを収集・分析することを通じて、生物多様性保全の観点から、個体群レベルも含めた適正な保護のための取組を進め、持続可能な利用を図っていくことが重要です。</p>	<p>海棲哺乳類のうち、アザラシについては、生息状況等に関する調査を実施し、保護管理のための措置のあり方について検討を行いました。また、ジュゴンについては、生息情報の収集等を行いました。 海鳥、ウミガメ類については、重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)において、試行調査を実施しています。</p>	<p>ジュゴン、アザラシについては、引き続き情報分析、措置の検討を進め、今後、保護管理施策を展開する必要があります。その他の海棲哺乳類についても、生息状況、保護管理に関する情報を収集する必要があります。 また、引き続き海鳥、ウミガメ類については、モニタリングサイト1000において、試行調査を実施します。</p>
<p>さらに、回遊性の高い海棲動物の保護には、国際的協力が必要不可欠であることから、関係国との情報交換や国際条約等の国際的枠組みの活用を推進します。</p>	<p>クジラ類の個体数について科学的知見の蓄積を図るとともに、国際捕鯨委員会(IWC)において、科学的情報に基づく鯨類の持続的な利用の考えが理解されるよう努力しています。</p>	<p>各種調査の充実により科学的知見を更に蓄積し、海洋生物資源の持続的利用に対する国際的理解の醸成に努めていきます。</p>

進捗状況： 実施中、 検討中、 × 未着手

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
国内希少野生動植物種数	H14.3	57種(動物49種、植物8種)	H17.3	73種(動物54種、植物19種)	16種
国内希少野生動植物生息地等保護区面積	H14.3	7地区 (863ha)	H17.3	8地区 (872ha)	1地区 9ha
保護増殖事業計画策定種数	H14.3	21種	H17.3	34種	13種

水産生物のうち希少種として採捕、所持、販売の制限・禁止を行った種数	H14.3	6種	H17.3	6種	0
保護水面の設定数	H14.3	120箇所	H17.3	118箇所	2箇所
保護増殖事業を実施している希少種の数	H14.3	21種	H17.3	34種	13種

(2) 野生鳥獣の科学的・計画的な個体群管理システムの確立

- ・シカやクマなどの個体数の管理や生息環境の整備等を定める特定鳥獣保護管理計画の策定・実施を推進しました。
- ・野生鳥獣保護管理検討会において、鳥獣保護及び狩猟の適正化のあり方について基本的な論点とそれへの対応の方向性を整理しました。
- ・鳥インフルエンザのウイルス保有状況の情報を得るために渡り鳥等の生息状況調査等を実施しました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
地域的に著しく増加又は減少している特定の野生鳥獣の個体群については、目標とする個体数や生息密度等をできる限り科学的に設定し、捕獲等による個体数調整、被害防除施設の設置や生息環境の整備等の保護管理を総合的かつ計画的に展開することにより、農林水産業等への被害と地域個体群の絶滅という2つの相反するリスクを、可能な限り最小化させていきます。	特定鳥獣保護管理計画制度の推進のため、都道府県の計画策定に対し補助を引き続き行うとともに、特定鳥獣保護管理計画の行政担当者等を対象に技術研修を行いました。 また、野生鳥獣保護管理検討会において、農林水産業被害の軽減等鳥獣保護と狩猟に関する主な課題について議論を行い、平成16年12月に「野生鳥獣保護管理検討会報告書～新たな野生鳥獣保護管理に向けて～」をまとめました。	今後とも、特定鳥獣保護管理計画制度を推進するために、都道府県への技術的支援等を行う必要があります。また、特定鳥獣保護管理計画制度の評価を行い、その結果も踏まえて、今後の鳥獣保護管理のあり方を検討し、措置を講ずる必要があります。さらに、イノシシの住処となりやすい耕作放棄地を整備するなど、鳥獣害に強い地域づくりを進める必要があり、考え方等の検討を行う必要があります。
野生鳥獣の生息状況等について推定や評価を行う場合には、常に非定常性や不確実性を避けることができないことから、幅広い情報共有と合意形成に努めます。	特定鳥獣保護管理計画は都道府県が多様な関係主体の合意形成を図りながら保護管理を推進するため、検討会を設置し計画を作成することとしています。また、国、地方公共団体等で鳥獣の捕獲情報等を共有するため、野生鳥獣情報システム(WIS)を運用しており、ホームページ上で情報公開を行っています。	今後とも、特定鳥獣保護管理計画制度を推進するために、都道府県への支援等を行う必要があります。また、情報共有を進めるためにWIS等を活用した情報の整備と共有を今後とも進める必要があります。
野生鳥獣の科学的、計画的な保護管理に関する情報の収集、整備や調査研究を積極的に進めます。	近年著しい水産業被害を生じているカワウの保護管理について、マニュアルの策定を行い、広域的な保護管理への取組に着手しました。 また、鳥インフルエンザのウイルス保有状況の情報を得るために渡り鳥等の調査等を実施しました。	引き続き、保護管理に必要な情報の整備、調査研究を進めます。また、鳥インフルエンザなどの感染症について、知見の集積を図る必要があります。
特定鳥獣保護管理計画制度に基づく各地域での取組から得られる知見を共有して検討を深め、科学的、計画的な個体群管理システムを確立します。	野生鳥獣保護管理検討会において、特定鳥獣保護管理計画の実施状況を踏まえ、個体群管理に必要な科学的情報の収集方法等、科学的・計画的な保護管理について議論を行い平成16年12月に「野生鳥獣保護管理検討会報告書～新たな野生鳥獣保護管理に向けて～」をまとめました。 (再掲)	今後とも、個体群管理システムのひとつである特定鳥獣保護管理計画制度を推進するために、都道府県への技術的支援等を行う必要があります。

進捗状況： 実施中、 検討中、 ×未着手

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
国指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	54箇所 (494,047ha)	H17.9	62箇所 (521,951ha)	8箇所 (27,904ha)
都道府県指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	3,835箇所 (3,085,278ha)	H17.3	3,858箇所 (3,118,729ha)	23箇所 (33,451ha)
狩猟鳥獣種数	H14.3	47種(鳥類29種、獣類18種)	H17.3	48種(鳥類28種、獣類20種) 分類を整理したことによる形式的変更	0

(3) 移入種(外来種)問題への対応

・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下、「外来生物法」という。)(平成16年6月成立)に基づき、アライグマ、オオクチバス等37種類の外来生物を特定外来生物として指定し(第1次指定)、平成17年6月の法施行にともない、その飼養、栽培、保管又は運搬、輸入、譲渡し等を原則禁止しました。また、引き続き、第2次指定に向けた選定作業を実施しました。

・20種類の特定外来生物について、その防除の公示を実施するとともに、オオクチバス・コクチバス・ブルーギルについては、防除の指針を作成し、公表しました。

・アライグマ、オオクチバス等に係る防除モデル事業を新たに実施しました。

・奄美大島及び沖縄やんばる地域におけるジャワマングースの防除事業、及び西表島のオオヒキガエル監視事業を行いました。

・飼養動物の適正飼養を推進するために、飼養保管基準の策定・改正やモデル事業を実施しました。

・「動物の愛護及び管理に関する法律(以下、動物愛護管理法という。)」が平成17年6月に改正され、危険動物について全国一律の飼養・許可制が導入されるなど、飼養動物の管理の徹底が強化されました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
国内や地域内で既に定着して影響を生じている生物種、定着していないが定着した場合には影響が懸念される注意を要する生物種のリストを、定着状況の把握等の調査を含め作成します。	現に生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物についてリストアップし、生態系等に係る被害の科学的知見の情報収集と整理のための調査事業を行いました。それらをもとに、特定外来生物を37種類指定(第1次指定)・公表するとともに、要注意外来生物のリストを作成し、公表しました。 また、地球環境研究総合推進費において、「侵入生物による生物多様性影響機構に関する研究」(平成13-15年度)を実施し、「侵入種生態リスクの評価手法と対策に関する研究」(平成16-18年度)を実施しています。	引き続き、生態系等への被害が懸念される外来生物をリストアップし、被害や定着状況等に係る科学的知見の充実を図ることが必要です。

<p>ペットを始め、国内での移入種(外来種)の利用に先立って生物多様性への影響を評価し、影響の懸念される生物の利用の制限を行うことにより、影響が懸念される生物の輸入の抑制を図ります。また、国外からの生物の輸入の実態を明らかにするとともに、生物多様性に影響を生じさせる国外からの移入種(外来種)の実際での管理について検討します。</p> <p>飼養動物の管理を徹底することにより、わが国での移入種(外来種)問題のうち大きな要因となっているペット由来の動物による影響への対策を図ります。</p>	<p>生態系等への被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある生物を特定外来生物として指定し、飼養や輸入などを規制する外来生物法が平成16年6月に成立しました。同法では、被害を及ぼすおそれがある疑いのある生物も未判定外来生物として指定し輸入を制限するほか、特定外来生物や未判定外来生物と見分けのつかない生物の輸入に際し生物の種類を証する証明書の添付を義務付けているところです。</p> <p>また、飼養動物の適正管理の推進を図るために、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の策定及び「展示動物の飼養及び保管に関する基準」の改正を実施したほか、沖縄県やんばる地域において飼いねこを対象としたモデル事業を実施しました。さらに、改正動物愛護管理法が平成17年6月に成立し、遺棄に対する罰則が強化されるとともに、移入種(外来種)を含む特定動物(危険動物)について全国一律の飼養・保管許可制が導入され、個体識別措置が義務付けられるなど、管理の徹底が図られることとなりました。</p>	<p>外来生物のデータベースの構築、被害判定手法の確立を含め、法律の実施体制を整備することが必要です。</p> <p>また、特定動物(危険動物)以外のペット等について、個体識別措置の自主的な取組みの推進など、適正飼養の徹底に向けた所要の施策を講じる必要があります。</p>
<p>貨物に付着しての移動など、意図せず導入される生物の侵入経路の特定と侵入の予防</p>	<p>船舶のバラスト水の海域間移動による外来生物拡散の防止に資するため、ノンバラスト状態での航行に最適な新船型を採り入れた船舶の開発を行っています。平成15年度から水槽実験等で基本性能の検証試験を実施しています。</p>	<p>左記船舶の実用化に向けた研究及び港湾や空港における非意図的な外来生物の侵入の実態に関する調査が必要です。</p>
<p>注意を要する種の移入、定着に関するモニタリングと早期対応の実施</p>	<p>西表島におけるオオヒキガエルの生息状況や移入経路を調査し、早期発見・早期対応のためのモニタリングを実施するとともに、体制の検討を行いました。</p>	<p>西表島において、モニタリングの継続と港湾における侵入チェック及び防止体制の確立、石垣島における個体数低減化に向けた対策事業が必要です。</p>
<p>環境省では、奄美大島におけるマングースの駆除事業を実施しており、今後とも緊急性の高い地域における移入種(外来種)の排除を行っていきます。</p>	<p>奄美大島において平成12年度より駆除事業を実施し、平成16年度末までに約14,000頭のマングースを捕獲しました。この事業により事業開始当初(平成11年時点)5,000～10,000頭と推定されたマングースの生息個体数は平成14年度末には1/4の1,500～2,500頭まで減少しました。沖縄島北部やんばる地域では平成12年度より環境省と沖縄県により駆除事業を実施し、平成16年度末までに合計約6,000頭のマングースを捕獲しました。</p>	<p>奄美大島では、捕獲努力量を増加し、さらなるマングース個体数の低減化と分布の分断化を図るとともに、島からの完全排除に向け、より効果的な捕獲技術の確率が必要です。</p> <p>沖縄島北部のやんばる地域では、南部地域からのマングースの北上阻止のため、侵入防止柵を設置し、捕獲努力量の増加、より効果的な捕獲技術確立により、北部地域からの完全排除が必要です。また、中南部地域におけるマングース個体数の低減化、防除の実施に係る県や市町村の推進協力体制の確立が重要です。</p>

	<p>外来生物法に基づき、特定外来生物(第一次指定)として、アライグマ、オオクチバス等37種類を指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを規制しました。</p> <p>また、ジャワマングース、アライグマ、オオクチバス等の20種類の特定外来生物について、その防除の公示を実施。全国に広範に分布して生態系等に被害を及ぼしているオオクチバス、コクチバス、ブルーギルについては、防除の指針を作成し、公表しました。</p> <p>更に、アライグマ、オオクチバス等に係る防除モデル事業を新たに実施しました。</p>	<p>引き続き、特定外来生物(第二次指定)、防除の実施等外来生物法の着実な推進が必要です。</p>
<p>農林水産省では、ブラックバス等外来魚について、密放流防止の啓発、地域における生息状況等の調査、駆除、生態系の復元等の事業に対する支援及びブラックバス・ブルーギルの生態的特性の解明と効果的な繁殖抑制技術の研究開発を行っており、今後ともこれら外来魚の生息域の拡大の防止及び生息数の減少を図ることを基本として、これら事業等を推進することとしています。</p>	<p>ブラックバス等外来魚の生息域の拡大の防止及び生息数の減少を図るため、46都道府県が「内水面漁業調整規則」で移植禁止を措置、37道府県で行った駆除、生息状況調査及び密放流防止に係る啓発活動等に対し支援、ブラックバス、ブルーギルの生態的特性の解明と効果的な繁殖抑制技術の研究開発を実施しました。</p> <p>また、ブラックバス、ブルーギル以外の外来魚が在来魚に与える影響調査等を実施しました。</p>	<p>ブラックバス等の外来魚対策として、これまでの取り組みを引き続き実施するとともに、その効果を高める措置を検討し、地域の実態に応じた外来魚の生息域・量の抑制を推進する必要があります。</p>
<p>国土交通省では「河川における外来種対策に向けて(案)」をとりまとめ、これに基づいた河川管理を図ります。</p>	<p>「河川における外来種対策に向けて(案)」等を踏まえ、市町村、地域住民等が共同で、繁殖が激しいアレチウリの駆除を行うなどの取組が継続的に実施されています。</p>	<p>繁殖力の強い外来種は、一端侵入し、分布を広げると、その悪影響を減少させることは難しく、侵入の未然防止が重要であるほか、数年間の継続的な対策の実施が重要です。</p>
<p>移入種(外来種)への対応に関しては、幅広い行政機関、事業者が関係することから、施策を総合的に推進するために有効な関係機関の連携体制の確保を図ります。</p>	<p>外来生物法の施行に向け、関係省庁間で連携を強化することとしており、その具体的方法について検討しています。</p>	<p>関係省庁が連携して、外来生物の防除の実施や国民に対する普及啓発を進めるとともに、外来生物に関するデータベースを構築し、情報共有体制の強化を進める必要があります。</p> <p>また、海外から導入される外来生物だけでなく、国内で人為的に移動され被害を及ぼす在来生物に対して、既存の制度の活用や必要に応じ見直しなどの対応を進めます。</p>

進捗状況： 実施中、 検討中、 × 未着手

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
外来魚移植禁止を行った都道府県数	H14.3	46都道府県	H16.3	46都道府県	0
特定外来生物の指定種数	H14.3	0種	H17.7	37種	37種
防除の告示を行った特定外来生物種数	H14.3	0種	H17.7	20種	20種

6. 自然環境データの整備

(1) 生態学、分類学を中心とした基礎的研究や、関連する応用的研究の推進

・内閣府の総合科学技術会議において、生物・生態系研究開発調査検討ワーキンググループが立ち上がり、生物・生態系開発調査の現状と今後実施していくべき調査等の課題について、平成16年7月に報告書「必然としての生物多様性 - その保全と持続可能な利用 - 」が取りまとめられました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>わが国の生物多様性の基本的構成要素である野生生物種について、既知種に関する知見の集積や、多数の未記載種の解明を進めるための分類学的研究の充実を図る必要があります。</p> <p>生物多様性保全の基礎となる各種生態系の構造及び動態を把握するための生態学的研究の充実を図る必要があります。</p> <p>炭素固定、水源涵養、水質浄化、防災、保健休養など、生態系がもたらす多様なサービス(機能)の定量的評価や変化機構解明等に関する生態学的研究の充実を図る必要があります。</p> <p>希少種を含む地域固有の生物多様性の評価及び維持機構の解明、種の絶滅要因や遺伝的多様性の解明、個体群動態の予測、並びに移入種の侵入等を含む様々なインパクトによる影響評価及び多様性減少機構の解明に関する生態学的研究の充実を図る必要があります。</p> <p>保全生態学の視点から生態系の順応的管理や生態系再生を進めるための野外における実験的・実証的研究の充実を図る必要があります。</p>	<p>内閣府の総合科学技術会議において設置された生物・生態系研究開発調査検討ワーキンググループにおいて、「生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用」の観点から、環境分野における生物・生態系に関する研究開発の状況ならびに将来取り組むべき課題、取り組み方法等について調査・検討し、「必然としての生物多様性 - その保全と持続可能な利用 - 」が取りまとめられました。</p> <p>(主な研究事例) 国立環境研究所が中心となり、世界分類学イニシアティブ(GTI)の取組を通じて、世界に先駆けてGTIパイロットプロジェクトをアジア地域で展開し、細菌・古細菌のデータベースをはじめとする分類学情報をウェブサイトにて公開しています。</p> <p>地球環境研究総合推進費においては、「アジアオセアニア地域における生物多様性の減少解決のための世界分類学イニシアティブに関する研究」(平成14-16年度)、「野生生物の生息適地からみた生物多様性の評価手法に関する研究」(平成15-17年度)、「サンゴ礁生物多様性保全地域の選定に関する研究」(平成15-17年度)、「大型船舶のプラスチック・船体付着により越境移動する海洋生物がもたらす生態系攪乱の動態把握とリスク管理に関する研究」(平成16 - 18年度)等を実施しています。</p> <p>また、文部科学省の「研究拠点形成費補助金」により、平成15年度から「生物多様性・生態系再生研究拠点」プロジェクトが実施されています。</p>	<p>総合科学技術会議における生物・生態系研究開発調査検討ワーキンググループの報告も踏まえ、今後、生態学や分類学を中心とした基礎的・応用的研究の一層の推進が重要です。</p>

進捗状況: 実施中、 検討中、 ×未着手

(2) 自然環境保全基礎調査の質的転換

・基礎調査の質的な転換の方向性として、新国家戦略で示された個別生態系の経時的な変化の把握を目的に実施する重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)を開始するとともに、広く国土を把握するためにベースとなる植生図の5万分の1から2万5千分の1への更新を進めています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
戦略的な保全施策の推進に資するデータを継続的に収集するため、地域の専門家やNPO等のネットワークを活用したデータ収集の仕組みを構築し、全国1,000ヶ所程度の定点(モニタリングサイト)を国が設定して、動植物や生息・生育環境の長期的なモニタリングを展開すること(モニタリングサイト1000)の取組を検討します。	平成15年度より継続的な調査を実施する重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)について、試行調査を実施しています。	平成19年度までに全国1000ヶ所程度のモニタリングサイトを順次設定し、継続的なデータの収集に努めることが重要です。
開発や汚染の影響を受けやすい浅海域を中心に、海域における生物、生態系情報の整備に本格的に取り組むこと(浅海域生態系調査)を検討します。	全国の干潟及び藻場の調査を、自然環境保全基礎調査の「浅海域生態系調査」として実施しています。干潟の現地調査は平成16年度で終了し、平成17年度は調査結果の解析を行います。藻場の調査は引き続き実施します。(再掲)	環境省が選定した重要湿地500のうち干潟145箇所、藻場129箇所を対象に全国調査を実施。干潟145箇所の調査を終了し、調査結果の解析を行います。藻場の調査は引き続き実施します。
生態系の量的把握を充実するため、全国的な植生現存量・生産量の把握や、主要な野生動物に関する徹底的な調査に向けた手法検討・開発に取り組むことを検討します。	平成15年度より開始した重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)では、生態系の量的把握を充実するよう検討しています。 また、中大型哺乳類の行動を把握するため、GPSや自動観測カメラの技術適用に取り組みました。	全国1000ヶ所程度のモニタリングサイトにおいて、生態系のデータの収集に努めています。
植生、動物分布、海岸など、個別調査項目を重ね合わせて分析するなどして、国土における自然環境の総合的把握を進めることを検討します。	衛星画像による国土の自然環境の総合的把握をするための技術的検討を開始しています。 また、平成15年度より、環境省、国土交通省、農林水産省が実施している自然環境調査について、調査データの相互利用等の連携を図るための連絡体制を整え、平成16年度には、モデル地域においてデータの集積整理を通じて、各調査データの相互利用の可能性等について検討を実施しました。	衛星画像による自然環境の把握は、技術的な解析手法の検討が必要です。 GISデータの重ね合わせに関する技術的問題を解決を図っていくと、関係省庁が実施する自然環境調査の相互利用の推進等、今後一層の連携を進めていくことが必要です。
基盤的データとして、国土の自然の基本図である植生図について引き続き維持・更新を進めるとともに、地理情報システム(GIS)を活用して、各地域の動植物相等の関連データの統合的把握が可能となるよう、情報整備・処理システムの改良を進めます。	平成15年度より植生図をベースとして、個別調査項目を重ね合わせ解析するモデル調査を実施しています。	重ね合わせ解析のベースデータとなる1/25,000植生図の作成を進めるとともに、自然環境の総合的把握の解析手法を開発します。
野生生物目録や分布・生態データの蓄積、生物種や遺伝子の多様性の時間的・空間的記録である標本資料の収集・保管及び情報整備等を着実に進めることが重要です。	自然環境保全基礎調査のデータをもとに野生生物目録作成を進めるとともに、調査で得られた標本資料の充実に努めました。	自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000の継続的な調査実施に伴い、標本資料の収集保管、情報の整備を実施します。

進捗状況： 実施中、 検討中、 ×未着手

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
モニタリングサイト1000のサイト設定数	H14.3	0サイト	H17.3	406サイト	406
25,000分の1植生図の更新状況	H14.3	約20%	H17.3	約30%	約10%

(3)情報の共有と公開

・平成15年度より、環境省、農林水産省、国土交通省が実施している自然環境調査について調査データの相互利用等の連携を図るための連絡体制を整え、平成16年度には、モデル地域においてデータの集積整理を通じて、各調査データの相互利用の可能性等について検討を実施しました。

・平成16年度より生物多様性に関する情報交換の仕組み(クリアリングハウスメカニズム(CHM))をインターネットを通じて公開しています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>基礎調査に加えて、国土交通省の河川水辺の国勢調査や農林水産省の森林資源モニタリング調査を始めとする国、地方、NPO等の各セクターにおけるデータ整備の進展を踏まえ、相互の情報交換等を進める連絡組織等の構築を図ります。</p>	<p>平成15年度より、環境省、農林水産省、国土交通省が実施している自然環境調査について調査データの相互利用等の連携を図るための連絡体制を整え、平成16年度には、モデル地域においてデータの集積整理を通じて、各調査データの相互利用の可能性等について検討を実施しました。(再掲)</p>	<p>GISデータの重ね合わせに関する技術的問題の解決を図り、関係省庁が実施する自然環境調査の相互利用の推進等、今後一層の連携を進めていくことが必要です。</p>
<p>あらゆる主体が様々なデータに容易にアクセスし、かつ情報の質を見極めながら利用できるよう、情報共有データベースの構築やメタデータの作成・公開を進め、情報交換の仕組み(クリアリングハウスメカニズム(CHM))を整備するなど、生物多様性に関する情報システムの充実を図ります。</p>	<p>平成16年7月より生物多様性に関する情報交換の仕組み(クリアリングハウスメカニズム(CHM))専用のサイトを開設し、メタデータの収集に努めるとともに、インターネットを通じて公開しています。</p> <p>また、関連機関に対しメタデータ作成の協力依頼を継続して行っています。</p>	<p>生物多様性クリアリングハウスメカニズム(CHM)の活用促進を図っていくため、引き続き関連機関に対してメタデータの登録を積極的に働きかけています。</p>
<p>希少種の分布情報等で、公開することにより乱獲その他生息・生育地の攪乱を誘発するおそれのあるものについては、保全上の観点から慎重な配慮を加えつつ公開方法等について検討します。</p>	<p>国内希少野生動植物種や希少な野生生物に関する生息・生育地の情報については原則として、公開しないこととしました。</p>	<p>なし</p>
<p>大学や全国規模の研究機関、地方自治体の調査研究機関や自然史系博物館等の設置や充実を支援するとともに、これら機関に属する専門家等の交流やネットワークの強化を図ります。</p>	<p>自然環境保全、野生動植物保全等の調査研究を行っている調査研究機関の情報交換のため、平成16年度は、第7回自然系調査研究機関連絡会議(NORNAC)が開催されました。一般公開する調査研究・事例発表会では、総合的生態系調査、GIS解析、衛星画像解析等をテーマに、19機関から22題が発表されました。</p>	<p>引き続き情報交換を続けるとともに、より幅広く参加を呼びかけていきます。</p>
<p>海外も含めた研究機関、行政機関、NGO、専門家及び市民の広範なネットワーク形成を図りつつ、生物多様性保全に向けた調査研究及び自然環境データの整備や情報共有を進める中心的拠点として、生物多様性センター、各地の野生生物保護センター等の組織・機能の充実に努めます。</p>	<p>環境省生物多様性センターにおいて、生態系監視科を置き、組織の充実を図りました。</p> <p>ラムサール条約湿地の藤前干潟に、干潟の保全や環境学習の拠点として、「稲永(いなえ)ビジターセンター」と「藤前活動センター」の施設を平成17年3月に開設しました。</p>	<p>引き続き、生物多様性センター及び各地の野生生物保護センター等の組織・機能の充実に努めることが重要です。</p>

進捗状況： 実施中、 検討中、 ×未着手

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
CHMメタデータ数	H14.3	0件	H17.3	112件	112件

7. 効果的な保全手法等

(1) 効果的保全のための様々な手法の活用、環境アセスメントの充実

・「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が平成15年10月から施行され、平成16年9月には、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。当該基本方針において、生物多様性の保全等に対する自発的な取組の必要性を指摘し、そのための活動を促進する施策を講じることとしています。

・環境影響評価法に基づき、環境影響評価項目等の選定指針、環境保全措置指針等を定めた基本的事項について見直しを実施し、平成17年3月に改正しました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
絶滅のおそれのある種や重要地域等のリスト化	絶滅のおそれのある種を選定したレッドリストの見直し作業を進めました。 なお、平成17年7月に、陸・淡水産貝類のレッドデータブックを公表しました。	レッドリストの見直しについては、引き続き作業を進める必要があります。
保全・配慮指針や基準の策定 生態的・工学的配慮技術や手法の確立	「農林水産環境施策の基本方針」に基づき、平成16年度より「環境保全を重視する農業のための指針の策定」に向けて検討を行っています。 環境の保全・再生・創造を国土交通行政の本来の使命とする「国土交通行政のグリーン化」を体系的に進めるため、その環境政策を総点検し、平成16年6月に「国土交通省環境行動計画」を策定したところです。(再掲)	保全・配慮指針や基準の策定、及び生態的・工学的配慮技術や手法の確立が必要な分野において、検討を進めるとともに、策定した基準等の普及を図ることが重要です。
助成や税制措置などの経済的な措置	鳥獣保護管理の担い手確保の観点等から狩猟税制の見直しを行いました。	都道府県単独では対応が難しい鳥獣について広域的な指針の策定を関係する都道府県と連携して行っていくこととしています。
自発的取組の促進	平成16年9月に、「環境保全の意欲の増進及び環境教育に関する基本的な方針」が閣議決定されました。当該基本方針において、地球温暖化対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全をはじめとする今日私たちが直面する課題の解決に対する自発的な取組の必要性を指摘し、そのための活動を促進する施策を講じることとしています。また一定の条件を満たした人材認定等事業について、登録し教育現場等に情報提供を行う人材認定等事業の登録制度の運用が開始されました。	自発的取組の推進や住民参加等については、実績を積み重ね、人材育成や体制の整備等に努める必要があります。

<p>住民参加による計画策定手続・合意形成システム、などの実効性の確保</p>	<p>「自然再生推進法」及びその基本方針において、多様な主体が参加する協議会を組織すること、地域の多様な主体の参加と連携について定められています。平成17年9月現在、全国で16の自然再生協議会が立ち上がり、計800名以上が協議会メンバーとして参画しています。</p>	<p>国への相談体制及び各協議会同士の情報共有体制等の充実が必要です。</p>
<p>開発事業に効果的な環境配慮を組み込むための重要な制度である環境アセスメントを効果的に活用していくことも必要です。</p>	<p>環境影響評価法に基づき手続を完了したものは83件あり、うち手続当初から同法に基づき手続を開始したものは38件となっています(平成17年6月現在)。</p>	<p>環境影響評価法などに基づく環境影響評価を適切に実施することにより、環境保全への適切な配慮の確保を図ることが必要です。</p>
<p>「環境影響評価法」に基づき、環境影響評価項目等の選定指針、環境保全措置指針等を定めた基本的事項(平成9年決定)について、最新の科学的知見や環境アセスメントの実施状況を踏まえて点検を行い、制度の充実を図っていきます。</p>	<p>学識経験者からなる委員会(環境影響評価の基本的事項に関する技術検討委員会)を設置し、環境影響評価の基本的事項の点検を行い、平成17年3月に改正を行いました。</p>	<p>今後、新しい基本的事項の適切な運用とその考え方の普及に努めていく必要があります。</p>
<p>上位計画や政策における環境配慮のあり方について、現状での課題を整理した上で、内容、手法などの具体的な検討を行うとともに、国や地方公共団体における取組の実例を積み重ね、その有効性、実効性を検証し、その結果を踏まえて、環境配慮のあり方に関するガイドラインの作成を図ります。</p>	<p>基本的考え方や留意点をとりまとめ、さらに平成15年11月に廃棄物分野を例とした戦略的環境アセスメント試行ガイドラインを策定しました。また、戦略的環境アセスメントが東京都、埼玉県、京都市及び広島市で制度化されるとともに、東京都及び埼玉県におけるいくつかの上位計画に対しては環境影響評価が実際に実施されました。さらに、道路、河川、空港、港湾等について、計画プロセスにおける情報公開や住民参加のガイドライン等が示されるなど、関連する取組も進められました。</p>	<p>上位計画や政策における環境配慮のあり方については、地方公共団体とも情報交換しつつ、事例を積み重ねるとともに、必要に応じて制度化の検討を進める必要があります。</p>

進捗状況： 実施中、 検討中、 × 未着手

(2) 国際的取組

- ・平成17年2月に開催された生物多様性条約第10回補助機関会合において、島嶼生態系、奨励措置、海洋・沿岸、内陸水、農業の生物多様性、世界分類学イニシアティブ等が議論され、締約国会議への勧告等が実施されました。
- ・サンゴ礁保全と持続可能な利用に関する包括的な国際的枠組である国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の事務局を平成17年7月から2年間、パラオ共和国と共同で運営しています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>国際的な連携や枠組みづくりの分野については、「生物多様性条約」、「ラムサール条約」、「ワシントン条約」等の関連諸条約の効果的な実施や国際サンゴ礁イニシアティブ、アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略、森林の保全・持続的利用などに関する国際的な取組の推進に積極的に貢献し、国際社会の中でリーダーシップを発揮していきます。</p>	<p>各条約の締約国会議等、関連会合への積極的な参加を通じて、その推進に貢献しています。</p> <p>平成11年のラムサール条約第7回締約国会議において、平成17年までに条約湿地を倍増することなどが決議されており、わが国においても新規登録に向けて検討を行いました。その結果、平成17年11月開催の第9回締約国会議期間中に新たに20箇所の湿地を条約湿地に登録できる見込みとなりました。(再掲)</p> <p>ワシントン条約に関しては、国内譲渡規制が適切に行えるように平成15年7月に「種の保存法」を一部改正し、国際希少野生動植物種の個体等の登録事務を行う機関を環境大臣の指定制から登録制に改め、公正性や専門性を備えた機関が登録事務を行うこととしました。アメリカ、ロシア、オーストラリア、中国及び韓国との間で二国間渡り鳥等保護条約等に基づく会議を実施し、渡り鳥の保護に関する情報交換を行いました。</p> <p>第 期アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づき、シギ・チドリ類、ツル類及びガンカモ類の渡りルート上の重要生息地ネットワーク活動を推進しています。</p> <p>サンゴ礁保全と持続可能な利用に関する包括的な国際的枠組である国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の事務局を平成17年7月から2年間、パラオ共和国と共同で運営しています。</p>	<p>今後ともひきつづき積極的に条約の実施に貢献します。</p> <p>ワシントン条約、ラムサール条約、あるいは二国間条約に基づく国際的取組を一層進める必要があります。</p> <p>ラムサール条約については、平成17年11月開催の第9回締約国会議の決議を受けて、我が国のラムサール条約湿地の取扱いについての検討を進める必要があります。</p> <p>アジア・太平洋地域における渡り性水鳥保全については、持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)タイプ2パートナーシップを活用した枠組み構築を推進し、国際的な協力関係の強化を進めて行くことが必要です。</p> <p>国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の事務局を着実に運営し、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮する必要があります。</p>
<p>「バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書(仮称)」を効果的に実施するために必要な措置の検討に積極的に参画するとともに、早期の締結を目指し、政府一体となって締結に必要な国内担保措置を構築します。</p>	<p>国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(以下「カルタヘナ法」という。)を制定し、平成15年11月にカルタヘナ議定書を締結しました。カルタヘナ議定書は平成16年2月19日に我が国について効力を生じ、カルタヘナ法も同日から施行しました。</p>	<p>カルタヘナ法に基づき、遺伝子組換え生物を環境中で使用する場面の生物多様性への影響の評価の的確な実施等、法の的確な運用が必要です。</p>

<p>国際生物多様性科学研究計画 (DIVERSITAS) や地球規模生物多様性情報機構 (GBIF) など、国際的な研究・情報整備プログラムに参加・貢献することも重要です。</p>	<p>GBIFについて、平成16年度はGBIF技術専門委員会を2回開催し、GBIF活動について調査及び審議を行いました。また、GBIFの設置に関する覚え書きで定められている、国内データベース拠点の設置と運用について、平成16年度より大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所に拠点を設け、国内の標本等のデータ提供に対応しています。</p>	<p>生物多様性情報に関する取組が数多く存在することから、効率的な作業の実施に資するよう、それらの中での作業の協調を図ることが重要です。</p> <p>GBIFについて、今後とも着実に自然史博物館及び大学の研究所等における国内の標本等データベースの構築を推進するとともに、GBIFとの連携を図っていく必要があります。</p>
<p>世界規模での地球生態系診断(ミレニアムエコシステムアセスメント)に対応したモニタリング手法や評価モデルの開発・提供、モニタリングデータの提供などを通じて、アジア地域を中心に、この事業に協力し、こうした取組に際して、政府間だけでなく研究者やNGO、民間企業等とのパートナーシップの下に取組を進めていくこと、研究者や民間が主体となった協力・交流についても積極的に支援していきます。</p>	<p>日本からは、国立環境研究所などから約10名の専門家が地球生態系診断の報告書執筆作業に参加しました。</p> <p>環境省が主要な資金を拠出し、各国研究機関の参画のもと実施しているアジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト(APEIS)では、アジア太平洋地域の環境劣化等を把握する総合環境モニタリングシステムの開発や、環境との調和を目指した発展戦略を評価するシミュレーションシステムの提供を行っています。APEISで取り組んでいる中国西部における衛星画像によるモニタリングのデータを地球生態系診断に提供、ワークショップを共同実施するなどの協力を行いました。</p>	<p>地球生態系評価を、APEISの重要なパートナープロジェクトとして、引き続き連携を図っていく必要があります。</p>
<p>国際協力銀行や国際協力事業団が支援する事業について、生物多様性の視点も含めた環境配慮を徹底していきます。</p>	<p>国際協力銀行(JBIC)において、平成15年10月より新環境ガイドライン(環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン)及び異議申立手続要綱(環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱)を施行しました。</p> <p>国際協力機構(JICA)において、平成16年3月にJICA環境社会配慮ガイドラインの改定作業を終了。同年4月より同ガイドラインを施行しています。</p>	<p>今後、ODAの実施にあたって、ODA大綱及びガイドラインに基づき、生物多様性の視点も含めた環境配慮を徹底していくことが重要です。</p>
<p>戦略的環境アセスメントの考え方に基づいて上位計画段階から様々な代替案の検討を進め、また環境面、経済・社会面から総合的に評価することなどにより、開発途上地域における開発計画自体が、開発と環境保全の両立を図る持続可能な内容となるような支援に努めます。</p>	<p>平成15年8月に改定されたODA大綱の「基本方針」において、「ODAの実施が開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払い、公平性の確保を図る」ことを挙げ、「援助実施の原則」に「環境と開発を両立させること」を掲げている。</p> <p>また、平成16年4月に改定後のJICA環境社会配慮ガイドラインを施行しました。</p>	<p>今後、ODAの実施にあたって、ODA大綱及びガイドラインに基づき、生物多様性の視点も含めた環境配慮を徹底していくことが重要です。</p>

<p>自然環境データの整備 開発途上地域において自然環境保全の基礎となる植生図等の作成手法を技術移転するなど今後の協力として注目すべきです。 世界分類学イニシアティブ(GTI)、クリアリングハウスメカニズム(CHM)や地球規模生物多様性情報機構(GBIF)などのアジア地域での推進にも寄与するため、これら地域の生物多様性や生態系に関する基礎的情報の整備に協力する必要があります。</p>	<p>世界分類学イニシアティブ(GTI)については、平成16年度までに地球環境研究総合推進費により、国立環境研究所が中心となって、ワークショップの開催や人材育成等のプロジェクトを通じて、GBIF等の関連機関との協調を視野に入れた上で、国内及びアジア地域を中心に、その活動を推進しました。</p>	<p>生物多様性情報に関しては、GBIF等、様々な取り組みがあるので、効率的な実施に資するよう、それら間での協調を国内外で推進します。</p>
<p>生物種・生態系の保全 渡り鳥・湿地保全:アジア地域の渡り鳥モニタリングネットワーク構築や、渡り鳥だけでなく多様な生物の生息・生育環境として重要との観点から干潟・藻場・サンゴ礁等の浅海域、マングローブ林を含む様々なタイプの湿地の保全、再生、ネットワーク化のための協力を強化するなど、この分野の協力を進めることが重要です。</p>	<p>鳥を指標としたアジア地域における重要な自然環境リストの作成支援を行いました。 第 期アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づき、シギ・チドリ類、ツル類及びガンカモ類の渡りルート上の重要生息地ネットワーク活動を推進しています。(再掲) 平成16年には、沖縄において、日本サンゴ礁学会等と協力して第10回国際サンゴ礁シンポジウムを開催し、参加者一同はサンゴ礁の保全と再生に向けた「沖縄宣言」を採択しました(再掲)。</p>	<p>アジア地域で保護すべき絶滅のおそれのある鳥類にとって重要な生息地を保全するため、アジア地域における鳥類のモニタリングのための国際的なネットワークの構築を行う必要があります。 アジア・太平洋地域における渡り性水鳥保全については、WSSDタイプ2パートナーシップを活用した枠組み構築を推進し、国際的な協力関係の強化を進めて行くことが必要です。(再掲)</p>
<p>希少種保護:アジア地域の中で絶滅危惧種が集中し、生物多様性が脅かされている地域(ホットスポット)の保全への協力を進めることが重要です。</p>	<p>重要生態系保全基金(CEPF)を通じて、ホットスポットの保全に関する市民団体等への支援を実施しています。アジア地域には複数のホットスポットがあり、それらについては支援の実施もしくは援助方針書の準備がされています。</p>	<p>援助方針書に即しての支援と国内でのCEPFの認知に努めることが必要です。</p>
<p>国立公園:途上国において、日本の長年にわたる自然公園制度の経験と技術を活かした協力を展開するとともに、国際レベルから地域レベル、それぞれの国のレベルまで、様々な空間レベルにおける生態的ネットワークを、アジア地域等において形成していくことが大切です。</p>	<p>国際協力機構(JICA)によるカウンターパート研修等において日本の自然公園制度に関する講義を行っています。生態系ネットワークについては、第7回生物多様性条約締約国会議にて関連する議論に積極的に参加したほか、NGOと協調して、アジア地域を中心にその形成に向け取り組んでいます。</p>	<p>アジア地域生態系ネットワークの形成に向けた具体的な取組を推進することが重要です。</p>
<p>生物資源の持続可能な利用 熱帯林を始めとした森林の持続可能な経営:国連を始めとした国際的な取組に積極的に貢献することと併せ、開発途上国における持続可能な森林経営の推進を支援し、貴重な遺伝資源を保全するための協力が必要とされています。</p>	<p>ブラジル「東北部半乾燥地における荒廃地域の再植生技術開発計画」(技術協力プロジェクト)、オマーン「マングローブ林再生・保全・管理計画調査」(開発調査)、「持続可能な森林経営の実践活動促進」、「共生による森林保全」、「マングローブ生態系の持続可能な管理と保全」(以上、集団研修)などを実施しています。 ITTO(国際熱帯木材機関)を通じた我が国の支援として、プロジェクト実施のために総額約9億円の拠出を表明しました。</p>	<p>国際熱帯木材機関(ITTO)を通じた支援など、今後も途上国への協力を推進することが重要です。</p>

<p>地域住民への環境教育及び生活福祉向上 社会林業：地域住民の環境意識の向上、生活福祉の安定と向上を目的とし、住民の社会的取組を促すことに主眼を置いた協力を進めていくことが重要です。</p>	<p>インドにおいて、「ハリヤナ州森林資源管理・貧困削減事業」(円借款)で日本のNGOと提携し、現地の小学生を対象に植林活動等を通じた環境教育を実施。ブラジルにおいて、「東部アマゾン森林保全・環境教育プロジェクト」(技術協力プロジェクト)などを実施しています。</p>	<p>生物多様性の保全と持続可能な利用に関する開発途上国に対する支援において、地域住民の環境意識の向上や生活福祉の安定と向上を図ることが重要です。</p>
--	--	---

進捗状況： 実施中、 検討中、 ×未着手